

松江市原子力災害広域避難計画

令和8年3月
松江市

松江市原子力災害広域避難計画 目次

序章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の想定	1
第3節	計画の作成及び修正	1
第4節	計画の周知徹底	1
第5節	計画作成の経緯	2

第1章 原子力災害対策の基本事項

第1節	原子力災害に対応するための防護措置	3
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（PAZとUPZ）	5
1.	原子力災害対策重点区域（PAZとUPZ）の防護措置について	5
2.	島根原子力発電所における原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）の設定	6
第3節	防護措置の実施基準	9
1.	緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）：放射性物質の放出前	9
2.	防護措置の実施を判断する基準（OIL）：放射性物質の大量放出後	14

第2章 住民等の広域避難

第1節	住民避難における市の方針	16
1.	広域避難計画の策定方針	16
2.	防護措置の早期実施及び段階的避難	17
3.	要配慮者等対応	17
4.	広域避難に係る体制整備	18
5.	避難が長期化した場合の対応	19
6.	複合災害への対応方針	19
第2節	住民への情報連絡	22
1.	住民への情報提供	22
2.	住民広報にあたって留意する事項	23
第3節	事故発生から広域避難までの流れ	25
1.	PAZ内の住民等の行動の流れ	26
2.	UPZ内の住民等の行動の流れ	27
第4節	広域避難のルール	31
1.	住民（一般）の広域避難	32
2.	住民（要配慮者）の広域避難	34
3.	学校・幼稚園・保育所（園）等の避難	39
4.	安定ヨウ素剤の配布及び服用	42
5.	避難退域時検査及び簡易除染	44
6.	広域避難状況の確認	45
第5節	地区別避難先等	51
1.	PAZ地区別避難先（概要）	51
2.	UPZ地区別避難先（概要）	52
第6節	避難所への入所及び避難生活の確立	58
1.	避難所（広域福祉避難所を含む）到着段階	58
2.	避難生活の確立段階	59

第3章 広域避難に係る体制

第1節 市の広域避難に係る体制.....	63
1. 緊急事態区分等に基づく市の体制.....	63
2. 体制ごとの組織と業務.....	67
3. 支所・地区災害対策本部への応援職員の派遣（現地災害対策本部への移行）.....	74
第2節 避難先自治体の避難者受け入れに係る体制と主な業務.....	78
1. 情報連絡体制.....	78
2. 避難先自治体への職員派遣.....	79
3. 避難経由所の運営.....	79
4. 避難所の運営.....	81
5. 広域福祉避難所の運営.....	82

【添付資料】

添付資料1 地区別避難先等一覧（詳細）

添付資料2 避難退域時検査場所候補地 誘導図

序章

総則

序章 総 則

第 1 節 計画の目的

本計画は、中国電力株式会社島根原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）における原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に定める重大事故等に起因する原子力災害の発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、松江市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の原子力災害対策編に基づき、市域を越える広域的な避難（以下「広域避難」という。）に必要となるルールや体制等を定めるものであり、あらかじめ松江市民及び避難先自治体、国、島根県（以下「県」という。）などの防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対策を準備することなどにより、広域避難等の防護措置が円滑に実施できる体制を構築することを目的とする。

第 2 節 計画の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の事故に起因する原子力災害を教訓に、松江市全域を本計画の対象とし、原子力発電所の事故の進展及び原子力災害の拡大に応じ各地区に対し、段階的に避難指示がなされることを想定する。

第 3 節 計画の作成及び修正

本計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）及び「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」（以下「島根県広域避難計画」という。）に基づき、国、県、避難先自治体及び関係機関の協力のもと作成したものである。

本計画は必要に応じて修正することとするが、県並びに出雲市、安来市、及び雲南市（以下「周辺 3 市」という）の避難計画との整合性や避難先自治体の受け入れ体制に関わる修正事項が生じた場合には、県や周辺 3 市及び避難先自治体に対し必要に応じて協議を行うこととする。

また、避難先自治体の避難所が使用不可となるなど、様々な条件が変わることが想定されることから、避難先施設の状況について、県を通じて定期的に避難先自治体に確認することとする。

さらに、原子力防災訓練等を通じて、継続的に計画の実効性を高めていく。

第 4 節 計画の周知徹底

松江市（以下「市」という。）は、原子力災害発生の際の対応や、広域避難を実施する際の避難先に関する事項等をわかりやすくまとめたパンフレットを作成するなど、市民に対し本計画の周知を図ることとする。

また、関係行政機関、関係公共機関その他関係機関等に対しても、本計画の周知を図ることとする。

第5節 計画作成の経緯

平成23年3月11日に福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し、大量の放射性物質が放出された結果、周辺住民に対し長期間の避難を強いることとなった。同規模の原子力災害が松江市で発生したと仮定すると、住民の大半が市外へ避難しなければならないこととなる。

本市ではこうした事態への対応を重要な行政課題と位置づけ、平成23年5月に「原子力災害対策検討プロジェクト会議」を立ち上げ、福島第一原子力発電所事故による原子力災害対応等を参考に全市民が避難すると仮定した際に考えられる課題や問題点を抽出し、県と協力して福島県の被災自治体に対する状況調査を実施するなど、国の検討に先立ち住民の安心・安全を確保するために必要な検討を続けてきた。

また、県においても、立地自治体である本市のほか、発電所から30km圏域にかかる鳥取県及び5市（周辺3市、米子市及び境港市）、原子力防災関係機関とともに、平成23年5月に「原子力防災連絡会議」を設置し、広域避難体制の整備に係る検討を行い、避難先自治体と協議したうえで、平成24年11月に島根県内関係市（市及び周辺3市）に係る島根県広域避難計画を策定したところである。その後、市は更に避難先である島根県内11市町、広島県及び同県内5市町、岡山県及び同県内13市町と具体的な事項について協議を継続してきた。

一方、防災基本計画原子力災害対策編の改正（平成24年9月）や、原子力規制委員会による原子力災害対策指針の決定（平成24年10月）を受け、本市として原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲が全市に拡大することを盛り込んだ地域防災計画（原子力災害対策編）を平成25年3月に改定し、県が策定した島根県広域避難計画に基づき、原子力災害対策検討プロジェクト会議にて検討した事項及び避難先自治体との個別の調整事項等を踏まえ、平成26年3月に「松江市原子力災害広域避難計画」を策定した。

本計画は、その後の原子力災害対策指針や防災基本計画等の改定による地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、避難先自治体との協議内容等を踏まえ改定するものである。

第 1 章

原子力災害対策の基本事項

第1章 原子力災害対策の基本事項

第1節 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害から身を守るため、原子力発電所で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、国、県、市からの指示により、住民は以下の各種防護措置を実施する。

(1) 避難¹及び一時移転

放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るため、あらかじめ定められた避難先への避難を実施する防護措置であり、原子力発電所の事故の状況や環境の放射線量により以下の2とおりが原子力災害対策指針において規定されている。

① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する。

(2) 屋内退避

自宅や公共施設内などの屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線の強さを壁の遮へい効果や距離により低減を図る防護措置。一般的に、コンクリート建物の方が、壁等による遮へい効果や建屋の気密性が比較的高く効果的とされている。

屋内退避は、避難の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転の実施が困難な場合に実施する。

また、原子力発電所から放射性物質が放出されていない段階においても、発電所の事故が急変した際への対応等のために実施する場合がある。

なお、屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられるため、屋内退避の実施状況を踏まえ、適切に屋内退避の継続・解除又は避難・一時移転への切り替えを実施する。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺に放射性ではないヨウ素を蓄積させることで、事故

¹ 本市においては、市外への避難を「広域避難」と定義しており、避難を実施するという意味の「避難」と用語の使用を分けている。

によって原子力発電所から放出された放射性ヨウ素が甲状腺へ集積し内部被ばくすることを防ぐ防護措置。主に屋外の活動を要する広域避難や一時移転、屋内退避と併用する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査は、放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取（口から摂取すること）による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する。専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染程度を把握して基準超過の放射性物質が検出された際は簡易除染（基準以下になるよう放射性物質を取り除くこと）を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品（例：家庭菜園で作った野菜や該地域の牧草を食べた牛の乳など）の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の基準を超過する濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置。飲食物の摂取制限を実施した際、必要に応じて摂取制限が措置されている区域に対し、代替となる放射性物質により汚染されていない飲食物を提供するための体制を構築する。

(6) 甲状腺被ばく線量モニタリング

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくが懸念される場合に、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、甲状腺の被ばく線量を推定する目的で実施される。吸入により体内に取り込まれ甲状腺に集積した放射性ヨウ素から放出される放射線を測定器により測定し、吸入の時期から測定時期までを考慮して甲状腺に蓄積した放射性ヨウ素の量を推計し、吸入から体外へ排泄されるまでの期間を考慮した甲状腺の被ばく線量を推定する。甲状腺被ばく線量モニタリングは、県が、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援のもと、放射性物質の放出後に広域避難を行った住民等が避難所等に到着した後に、対象の住民等に対して実施する。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（PAZとUPZ）

原子力災害対策指針においては、「原子力災害が発生した場合に、住民等に対する被ばくの防護措置を短時間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響が及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく」ことが必要としており、この区域を「原子力災害対策重点区域」と定めている。

この原子力災害対策重点区域においては、原子力発電所からの距離に応じてPAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）とUPZ（緊急防護措置を準備する区域：Urgent Protective action Planning Zone）を設定することとしており、それぞれに原子力災害に対する防護措置の実施方法が定められている。

なお、原子力発電所で事故が発生した場合、松江市全域において即座に広域避難などの防護措置が指示されるのではなく、事故の規模や放射性物質の拡散状況を踏まえ、一定の地区単位²で防護措置等の指示が行われる。

1. 原子力災害対策重点区域（PAZとUPZ）の防護措置について

（1）PAZ

原子力発電所の事故が急速に進展する場合において、放射線被ばくによる重篤な確定的影響³を回避し又は最小化するため、原子力発電所の状況に応じて放射性物質が環境へ放出される前の段階から予防的に広域避難等の防護措置を準備及び実施する区域。

（2）UPZ

確率的影響⁴のリスクを低減するため、以下のとおり防護措置を実施する区域。

① 放射性物質放出前

PAZ内の住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模、時間的余裕等に応じて屋内退避や放射性物質放出前の広域避難等の防護措置を検討、実施する。

② 放射性物質放出後

屋内退避を行うとともに、環境に放出された放射性物質の量を測定し、一定基準を超過する放射線量が測定された地区は、広域避難や食物摂取制限などを実施する。

² 広域避難等の防護措置の指示は公民館・支所単位で行われる。ただし島根、生馬及び、古江については地区内でPAZとUPZと分かれているため異なる時機に指示がなされるが、地区のコミュニティ維持の観点から避難先は同一とする。なお、同じ公民館区であっても、避難先自治体の受け入れ可能人数等により、避難先が複数の隣接自治体に分かれる地区もある。

³ 【確定的影響】一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、脱毛や白内障などの症状が発生するとされる。受けた放射線の量が多くなるほど影響度（症状）も大きい。

⁴ 【確率的影響】一定量の放射線を受けたとしても必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線を受ける量が多くなるほど影響（ガンや白血病など）が現れる確率が高まる現象。ただし、受ける量が多くなっても症状が大きくなるわけではないとされている。

2. 島根原子力発電所における原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）の設定

原子力災害対策指針において、運転可能な状態の原子力発電所と、廃止措置中であり保管している使用済燃料全てが十分に冷却された原子力発電所⁵では、内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いが異なるため、原子力災害対策重点区域の範囲及び防護措置の内容は、施設ごとに設定することを基本としている。

島根原子力発電所における原子力災害対策重点区域は、島根原子力発電所1号機が廃止措置中、2号機が供用期間中であることから、それぞれ施設の状況に応じて設定している。

(1) 島根原子力発電所2号機における原子力災害対策重点区域（表1-1、図1-1参照）

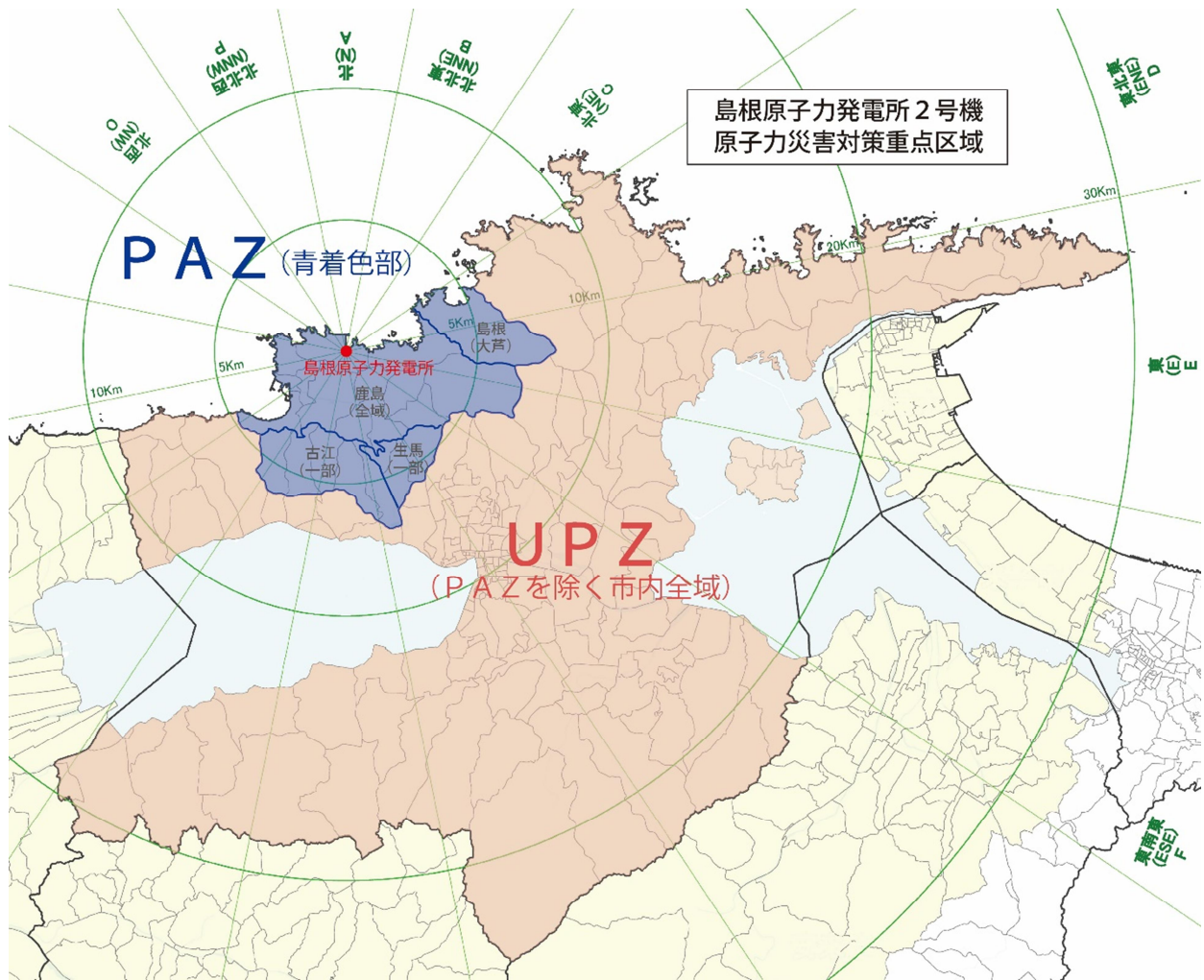
供用期間中である島根原子力発電所2号機の原子力災害対策重点区域は、発電所から概ね半径30kmの松江市内全域とし、島根原子力発電所から概ね半径5kmをPAZ、PAZ以外をUPZとする。

表1-1 島根2号機の原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（松江市）	
PAZ	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、 <u>東長江町の一部※、西長江町の一部※</u> ） <u>※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。</u>
UPZ	PAZを除く全地区

⁵ 原子力規制委員会は、当該原子力発電施設が廃止措置計画の認可を受けていること、かつ、「照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されているものとして原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設」（平成27年原子力規制委員会告示第14号）に定める発電用原子炉施設であることについて、原子力規制委員会の確認を受けていることをもって、当該原子力発電所における原子力災害対策重点区域を概ね半径5kmとし、その全ての区域をUPZとすることを、原子力災害対策指針に定めている。

図1-1 島根2号機の原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）



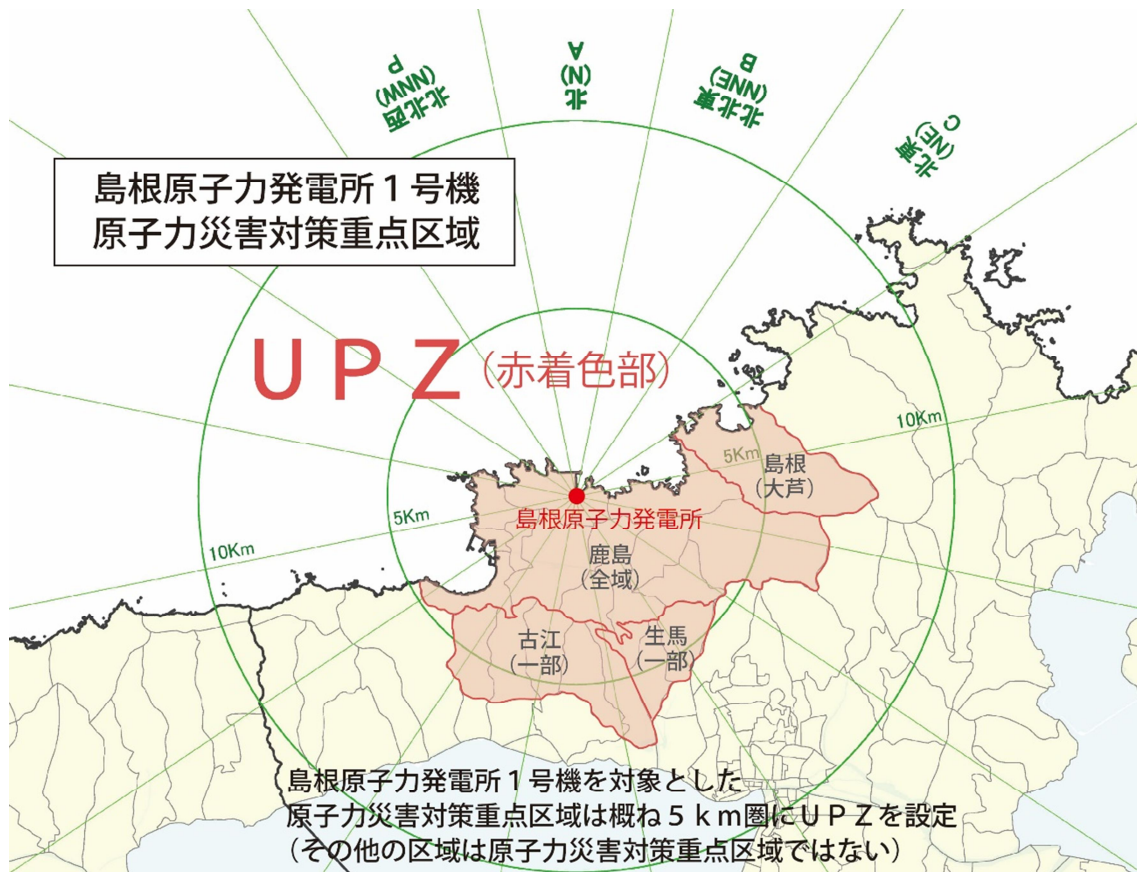
(2) 島根原子力発電所1号機における原子力災害対策重点区域 (表1-2、図1-2 参照)

原子力規制委員会により廃止措置計画の認可を受け、かつ、燃料プールに保管されている使用済燃料が十分な期間冷却されたものと定められた島根原子力発電所1号機の原子力災害対策重点区域は発電所から概ね半径5kmとし、区域の全てをUPZと設定する。

表1-2 島根1号機の原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域 (松江市)	
PAZ	設定しない
UPZ ※島根原子力発電所から概ね5km	鹿島地区、島根地区の一部 (島根町大芦)、生馬地区の一部 (上佐陀町、下佐陀町、西生馬町)、古江地区の一部 (古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※) ※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

図1-2 島根1号機の原子力災害対策重点区域



第3節 防護措置の実施基準

原子力発電所で事故が発生した際は、住民の無用な被ばくを避けるよう、初期対応段階から原子力発電所の状況や放射性物質の拡散（原子力災害の発生）状況などを把握するとともに、その状況に応じ適切に広域避難等の防護措置を準備又は実施しなければならない。原子力災害対策指針では、このように事故や原子力災害の状況に応じ段階的な対応ができるよう、原子力発電所の事故状況に応じた3つの「緊急事態区分」、原子力発電所がどの緊急事態区分に該当するかを原子力事業者が判断するための基準である「緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）」や、原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置の実施基準である「運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）」を定めている⁶。

なお、この基準を基に住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、県や市に対し指示等を行うこととなる。

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）：放射性物質の放出前（表1-3参照）

（1）警戒事態を判断するEAL

住民への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や予防的な防護措置の実施準備のための災害体制を敷く段階。住民に対し注意喚起のための情報提供を行う。

また、施設敷地緊急事態要避難者⁷及びその他のPAZ内の要配慮者⁸に対してはこの段階で広域避難の準備を促す。

（2）施設敷地緊急事態を判断するEAL

原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の予防的な防護措置の準備を開始する必要がある段階。施設敷地緊急事態要避難者に対しては基本的にこの段階で広域避難指示を行う。

（3）全面緊急事態を判断するEAL

原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす重大事故発生の可能性が高い事象が生じた事態であり、PAZ内の住民は速やかに広域避難を実施する。

また、UPZ内の住民は、屋内退避を実施しながら避難準備を行う。

なお、PAZ内の住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模等に応じ、UPZ内の住民についても予防的な広域避難の検討、実施を行う。

⁶ 緊急時活動レベル（EAL）の具体的な基準は中国電力株式会社が原子力事業者防災業務計画の中で「原子力災害等発生時の通報・連絡基準」として定めている。

⁷ 【施設敷地緊急事態要避難者】PAZ内の要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。（参考1-1参照）

⁸ 【要配慮者】地域防災計画（風水害対策編）に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。（参考1-1参照）

表1-3 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて
 (原子力災害対策指針(令和7年10月3日一部改正)より抜粋、一部加筆)

1) 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)(島根2号機)

警戒事態を判断するEAL	防護措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫松江市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬松江市を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。</p> <p>P A Z内の避難の準備に時間を要する要配慮者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者について避難等の準備を開始。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	防護措置の概要
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAL内の住民は避難等の防護措置の準備を開始。</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者は準備が整いしだい広域避難を開始する。</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	防護措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止ができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなる、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合。（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民は迅速に避難等の防護措置を実施する段階。準備が整いしだい速やかに広域避難を実施。</p> <p>U P Z内の住民は屋内退避を実施しながら避難準備を行う。なお、放射性物質が放出されていない段階でも、P A Z内の住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模や時間的推移等に応じて広域避難指示が行われることがある。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。</p>

2) 原子力規制委員会により廃止措置認可を受け、かつ、燃料プールに保管されている使用済燃料が十分な期間冷却されたものと定められた原子炉施設（島根1号機）

警戒事態を判断するEAL	防護措置の概要
<p>①松江市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>②松江市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>④その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	防護措置の概要
<p>①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ内（発電所より概ね5km）の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	防護措置の概要
<p>①原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>②その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ内（発電所より概ね5km）の住民は屋内退避を実施しながら避難準備を行う。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。</p>

2. 防護措置の実施を判断する基準（OIL）：放射性物質の大量放出後（表1-4参照）

原子力発電所の放射性物質を閉じ込める機能が喪失し、放射性物質が異常な水準で環境に放出された段階で用いられる判断基準である。放射性物質は風向風速等の気象条件によって拡散する地域にばらつきがあるため、事故の急速な進展や気象の不確定性を考慮して屋内退避を実施しつつ避難指示に備える。

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県は放射線量を測定する緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）に照らして、地区毎に広域避難や一時移転、食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用指示など必要な防護措置の判断を行い実施することとなる。

表1-4 OILと防護措置について（原子力災害対策指針（令和7年10月3日一部改正）より抜粋、一部加筆）

		基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
防護措置の実施を判断する基準（OIL）	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h ※地上1mで計測した場合の空間放射線量率	数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
		OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm（皮膚から数cmでの検出器の計数率） β 線：13,000cpm【1か月後の値】（皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h ※地上1mで計測した場合の空間放射線量率	1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
		飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※地上1mで計測した場合の空間放射線量率	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定。
	飲食物摂取制限	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	飲食物に、放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性核種がどれだけ含まれているか測定する。	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

【参考 1-1 要配慮者、避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者について】

要配慮者

高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(社会福祉施設入所者及び長期入院患者等を含む)

施設敷地緊急事態要避難者 (PAZ)

要配慮者のうち、

- ・避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ・妊婦、授乳婦
- ・乳幼児

乳幼児とともに避難する必要のある者

安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者(安定ヨウ素剤服用不適切者)

【要配慮者】

災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者の総称。原子力災害の広域避難にあたっては、避難のタイミングや避難施設の選定など、きめ細やかな対応を行うため、要配慮者のなかで避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者という特別な配慮が必要な者を定め、それぞれの対応について本計画に定めている。また、本計画においては、在宅の要配慮者、社会福祉施設入所者、病院の入院患者、外国人、観光客に関して、広域避難にあたっての留意事項、ルールを定めている。なお、避難にあたり支援を必要としない方でも、特段の理由により設備が整った広域福祉避難所※に入所する必要がある場合があることに留意する。

※広域福祉避難所

社会福祉施設入所者や避難生活に配慮が必要な避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者などの要配慮者については、生活環境に特段の配慮が必要であるため、避難先として多目的トイレや冷暖房設備などが整備された施設を「広域福祉避難所」として設定する。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。なお、避難行動要支援者は避難所生活においても特別な配慮が必要と想定し、基本的にバリアフリー設備や冷暖房設備等が整った広域福祉避難所に入所することとしているが、全ての避難行動要支援者が避難所生活で特別な配慮が必要であるわけではないことに留意が必要である。

【施設敷地緊急事態要避難者】

PAZの要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時間を要する者を想定している。(家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。)

(余白)

第2章

住民等の広域避難

第2章 住民等の広域避難

第1節 住民避難における市の方針

原子力災害とは放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の外に放出されることによる災害であり、事故の発生から原子力災害（放射性物質の放出）に至るまでに時間的な余裕⁹があることや、放射線の影響を五感では感じるできないことなど、自然災害とは異なる特殊性を踏まえ、住民の無用な被ばくを防止するための防災対策が必要となる。

福島第一原子力発電所事故による原子力災害においては、避難先の確保など避難を実施するための体制が整わない中で広範囲の自治体に対し広域避難指示が行われ、大変な混乱を生じさせた¹⁰。このことから、二度とこのような事態が生じないよう、広域避難に係る体制やルール等を定めた計画をあらかじめ作成し、円滑に実施できるよう住民に周知しておくことが重要である。

以上を踏まえ、以下のとおり広域避難計画の策定及び防護措置の実施に係る方針を策定し、住民の安心・安全を確保することとする。

1. 広域避難計画の策定方針

(1) 全住民の広域避難実施を想定

原子力発電所の事故の状態や気象条件などにより原子力災害の規模や放射性物質の拡散方位等に不確実性があることを踏まえ、最終的に市内全域の住民が広域避難を行うことを想定する。

(2) 一定の地区単位毎の避難先等の設定

地域コミュニティの維持を目的に、一定の地区単位で避難先を設定する。これは、避難実施時の避難者に対する避難誘導及び支援、また避難先における避難所生活の早期確立にあたって、支所・地区災害対策本部を中心とした地域コミュニティが重要な役割を果たすためである。

避難先の設定については、地区の人口と避難先自治体の受け入れ可能人数、発電所からの距離等を考慮して設定する。

また、市街地の渋滞を避けるため、できる限り市街地を通行しないよう避難の方向についても考慮する。

⁹ この時間的な余裕は、事故の態様によって異なり、不確実性はあるものの、原子力発電所の状況を継続して把握できれば、概ね正確に想定することができる。なお、原子力発電所の状態を把握するための設備が使用不可になった際、若しくはその可能性がある場合は、事故の発生原因等の状況証拠等から安全側に時間的な余裕を想定することが必要である。

¹⁰ 福島第一原子力発電所の原子力災害においては、国が避難先を定めずに広域の避難指示を出したために、大多数の方が行くあても無く自家用車避難した。その結果、大渋滞が発生し、ようやくたどり着いた避難所も満員で収容できず避難所を転々とせざるを得なかったなど大きな混乱が生じた。また、避難先において地域のコミュニティが分断されたために、避難生活におけるストレス等の心的障害発生や、安否確認や避難所運営に大変な支障をきたす原因となったと言われている。このような混乱や問題が生じた大きな理由のひとつには、大規模な原子力災害の発生を想定した広域な避難計画などが定められていなかったことにあると考える。

(3) 避難のルールの設定

「どこの地区が」、「どこに集合し（バスによる集団避難の集合場所）」、「どの道路を通過（避難ルート）」、「どこに避難するか（避難先市町と目的地）」を一定の地区単位で定める。

(4) 様々な防護措置を考慮

広域避難は最終的な防護措置と考えており、住民の安全を確保しつつ住民が無用な被ばくを受けないという目的を達成する観点から、屋内への退避や飲食物の摂取制限など様々な防護措置を実施する。

2. 防護措置の早期実施及び段階的避難

(1) 防護措置の早期実施

広域避難等の防護措置が必要となった場合に早期に実施できるよう、原子力発電所の事故の状況を踏まえ、放射性物質の大量放出までに時間的な余裕がある段階から、住民の避難準備に必要な時間を確保するため、避難準備などを早期かつ適切に発出する。

(2) 発電所近隣地域を優先とした防護措置

原子力発電所に近い地域の避難措置を優先して実施することとする。

また、その外側の地域においても原子力発電所に近い地域の避難状況や原子力発電所の事故の状況を踏まえ、段階的な広域避難を検討・実施する。

3. 要配慮者等対応

要配慮者⁸の対応は市として最優先に取り組む事項とし、市の「避難行動要支援者支援事業」¹¹等を活用し、名簿情報や個別避難計画に基づく避難行動要支援者¹²に対する避難の際の支援を行うとともに、避難先においては避難先自治体の協力のもと、一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所に収容する。

また、以下の事項についても配慮することとする。

なお、在宅の要配慮者、社会福祉施設入所者、入院患者、外国人、一時滞在者及び学校・幼稚園・保育所（園）等については本章「第4節 広域避難のルール」にて具体的な避難方法を示す。

(1) 乳幼児、妊産婦等の優先避難

特に放射線の影響を受けやすいと言われている、乳幼児や妊産婦の避難等の防護措置を早期かつ優先的に実施する。

また、在校時の生徒、児童、園児等（以下「生徒等」という。）については、保護者へ安全に引

¹¹ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみで暮らしている方、障がいのある方など災害が起きた時に特に支援を必要とする方に対して、支所・地区災害対策本部、近所の方など地域が連携して避難支援をしていく制度。

¹² 【避難行動要支援者】要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。全ての避難行動要支援者が避難所生活で特別な配慮が必要であるわけではないことに留意が必要である。

き渡すことを目的とし、早めの対応を行うこととする。

さらに、PAZ内の乳幼児や妊産婦等は施設敷地緊急事態要避難者⁷に該当するため警戒事態の段階で避難準備を行うとともに、健康状態等に配慮した搬送・受け入れ体制を構築したうえで施設敷地緊急事態の段階で避難を実施する。

(2) 高齢者、障がい者、傷病者等の広域避難

高齢者、障がい者、傷病者（入院患者）、社会福祉施設入所者等の要配慮者のうち、避難準備に時間を要する方が十分な避難準備ができるよう、早期に避難準備情報を広報する。

また、施設敷地緊急事態要避難者⁷は警戒事態の段階で避難準備を行うとともに、市と連携し健康状態等に配慮した搬送・受け入れ体制を構築したうえで施設敷地緊急事態の段階で避難を実施する。

4. 広域避難に係る体制整備

(1) 広域避難に係る体制

原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合に備え、全市民が円滑に避難を実施するため、国、県、避難先自治体及び原子力防災関係機関と緊密な連携がとれるようあらかじめ体制を構築する。

また、市としては事態の進展に応じ大規模自然災害発生時と同様な松江市災害対策本部や支所・地区災害対策本部等を中心とした体制をとる。

なお、早期の広域避難実施や臨機の対応が求められる場合に備え、市営交通としての即応性や柔軟性を活かし、松江市交通局保有バス車両を最大限に活用できる体制を構築することとする。

(2) 避難誘導・交通規制体制の確立

避難を円滑に実施するため、県及び島根県警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通規制計画や避難誘導體制及び緊急車両が通行する緊急交通路を定めており、広域避難実施時には避難ルート of 被災状況を確認のうえ、避難先や避難退域時検査場所への誘導が適切に行われるよう交通規制や避難誘導體制が整っていることを確認してから実施する。

(3) 避難者の支援体制の整備

県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート付近での支援ポイントの設定や物資の集積・支援等の体制について、国、県、関係する自治体等と連携して検討を進める。その際には、高齢者、障がい者などの要配慮者や女性への配慮に留意する。

(4) 地域の防災力の向上及び活用

広域避難実施時においては、市や関係機関のみでは対応が困難であるため、避難者の自助と住

民同士の共助¹³が必要であり、地域住民と行政等の防災関係機関が適切にその役割を果たしていくことが重要となる。平時から自主防災組織の結成促進など地域の防災力の向上を図り、地域の安心・安全につながるよう地区の防災力を活用した原子力災害体制を構築する。

(5) 避難先での避難者対応業務

避難初期段階においては主に避難先自治体が避難者対応業務を実施することとしており、県、市と避難先自治体が緊密に連携できるよう、あらかじめ避難者の受け入れ手順や避難経路所及び避難所の運営方法等を定めた「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」を県が策定し、避難先自治体に受け入れ手順の周知を図っている。

また、避難先自治体においては、本ガイドラインを参考に必要なマニュアル類を整備し、このなかで避難経路所や避難所における避難者の受入れを円滑に行うための体制整備、避難元自治体との連絡調整の方法等を定めるとともに、関係者間の認識の共有を図ることとしている。

5. 避難が長期化した場合の対応

避難が長期化すると見込まれる場合、国、県及び市は、避難者が避難所から賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるようにする。

また、これらの事項を国、県及び市は連携をとりながら早期に調整を進め、重度の要配慮者は概ね1ヶ月以内に、それ以外の方は避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了できるようにする。

6. 複合災害への対応方針

自然災害と原子力災害が複合的に発生した場合を想定し、特に実施しなければならないことや、優先しなければならない事項について、あらかじめ定めておくことは、実災害時に迅速な判断及び対応を行うために重要である。よって、以下に基本的な方針について定める。

(1) 人命最優先の対応

複合災害が発生した直後は瞬時に市民の命を奪うこともある地震や津波への対応を優先することとし、市民一人ひとりが適切に身を守ることができるよう人命を最優先とした対応を行う。

広域避難が必要となった場合にも、激しい余震や津波の第2波、3波の可能性があり、避難途中に被災する可能性が高くなると想定される地域には、無理に広域避難を実施せず、地震による倒壊や津波の被害を受けない安全な指定避難所や自宅等で屋内退避を実施する。

また、屋内退避指示が出ている場合において、自宅等が損壊するなど屋内退避ができなくなった場合においても、安全な指定避難所等で屋内退避を実施する。

¹³ 「自助」とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には情報に基づき自ら避難するなど、自分で身を守る事を言う。「共助」とは、地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々や災害対応を行うなど、地区や近隣の住民と助け合うことを言う。なお、市や消防・警察等による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を「公助」といい、これら自助・共助・公助の災害対応力を高め、互いに密接な連携をとっていくことが、災害時に被害を最小限にし、早期の復旧復興を果たしていくために重要である。

(2) 避難先自治体への受け入れ可否の確認及び代替の避難先の設定

広域避難の実施前には県を通じて避難先自治体に対し受け入れ可否の確認を行うこととしている。避難先自治体においても災害が発生し受け入れができない場合には、代替の避難先を速やかに定め、当該自治体に避難する地域に伝達する。予備避難先は鳥取県を候補地としており、収容施設が足りない場合は、更に広域に受け入れ要請を実施する。

(3) 広域避難に必要な施設等の確認及び再設定

複合災害発生時には、市内施設の被災状況を速やかに確認するとともに、原子力災害対応を行うために必要な施設の被災状況を基に、必要に応じて本計画の変更及び住民周知を速やかに行う。

避難ルート of 被災状況の把握については、高速道路、国道、県道の道路管理者と連携して実施する。

なお、避難ルートが通行不可となった場合は、各道路管理者の協力を得て、県及び島根県警察本部等関係者と避難ルートの再調整を行うこととし、迂回路や代替ルートの設定のほか、道路補修が完了するまで屋内退避を実施するなど、状況に応じた対応を行う。

【参考 2-1 複合災害に対する市の考え方】

福島第一原子力発電所の事故は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する地震若しくは津波の襲来に起因するものであり、島根原子力発電所においては福島第一原子力発電所事故を踏まえ策定された新たな規制基準に基づき安全対策を継続して実施しているものの、地震や津波等による事故が発生するような複合災害を原子力防災対策においても想定しておくことは、市として市民の安心・安全を確保するために重要な事項である。

原子力発電所に被害を与えるほどの地震や津波は、市全域に対しても甚大な被害を与えると想定される。しかし、地震は余震を含めて発生後即座に、津波は数分から数時間おいて生命にも影響する危険が襲来するのに対し、原子力災害は原子力発電所における事故の発生から放射性物質の放出に至るまでに比較的時間的な余裕がある。このように、複合災害は、各災害の危険度と危険が襲来するタイミングが異なることから、適切にそれぞれの災害に対応できるよう、優先順位を考慮した災害対応を行うことが求められ、その際は、各自然災害や原子力災害の対応の方法を定めた各種地域防災計画に従って対応を行うべきである。

ただ、自然災害の発生により原子力災害対応の支障となることも想定されるため、自然災害と原子力災害が複合的に発生した場合において、特に実施しなければならないことや、優先しなければならない事項について、あらかじめ定めておくことは、実災害時に迅速な判断及び対応を行うために必要であり、これを基に実際発生した災害の態様など時々の状況に応じて臨機応変に対応しなければならない。

なお、原子力災害対応において複合災害として想定すべき主な自然災害は、福島第一原発事故を踏まえ現時点で地震と津波とするが、原子力発電所に対して重大な影響を与える自然災害が認められ、当該自然災害の発生により市内の原子力防災対策に影響を及ぼすものであれば検討する。

第2節 住民への情報連絡

原子力災害は自然災害とは異なり五感では感知できないため、住民が適切に原子力災害の状況に応じた行動ができるよう、原子力発電所の事故の状況や原子力災害に至る可能性の有無や、原子力災害発生時における放射性物質の放出の状況や各地の放射線量などを住民に迅速かつ確実に伝えることが重要となる。原子力災害時における住民広報の実施にあたっての連絡体制や留意すべき事項は以下のとおり。

1. 住民への情報提供

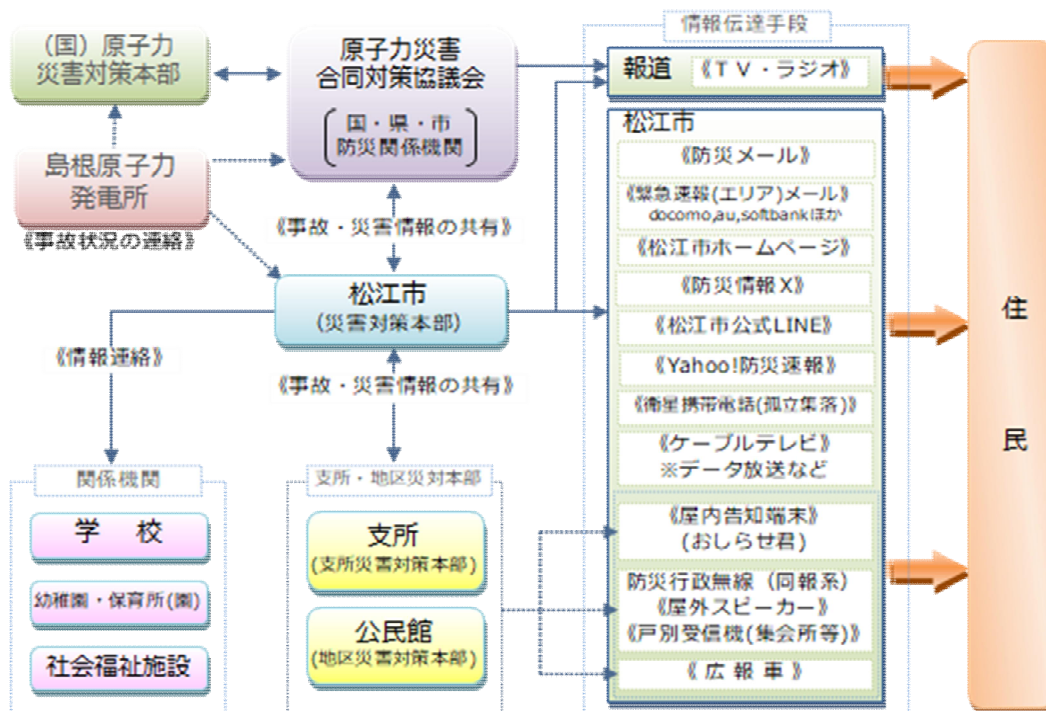
(1) 迅速な情報提供

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県から避難指示など住民及び関係機関に対して連絡すべき情報などがある場合は、住民広報や関係機関を通じた情報連絡を速やかに行う。

(2) 複数の情報伝達手段

地震や津波の発生などの複合災害時により一部情報伝達手段に機能不全が生じた際や、各情報伝達手段の長所短所を補完しあうことができるよう、市は図2-1に示す複数の情報伝達手段を確保し、適切に組み合わせて広報を実施する。

図2-1 市の情報連絡体制



※屋外スピーカーで放送した内容(放送から24時間以内)は電話で再確認可能(0120-131-715)

(3) 関係機関に対する情報連絡

市が情報連絡を実施すべき関係機関（学校、幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等）に対し、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

(4) 住民問い合わせ窓口の設置

国、県及び関係機関等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するとともに、住民のニーズに応えるための、情報の収集・整理・発信を行う。

また、障がい者に対する問い合わせ窓口も本庁舎に設置することとする。

2. 住民広報にあたって留意する事項

(1) 事故発生初期における注意喚起

事故発生初期の広報は、市民に対する注意喚起を早期に達成するため、屋外スピーカー、広報車、屋内告知端末（おしらせ君）、防災メール、緊急速報（エリア）メールなど、住民が受動的に受け取ることができる情報伝達手段を特に重点的に使用し、幅広い地域で複数回の広報を行う。

(2) 住民広報作成時の留意点

住民広報の内容については、放射線が五感に感じないことや、事故の状況を住民が直接知ることができないことを踏まえ、簡潔かつわかりやすく情報を伝えるよう努めなければならない。広報文の作成にあたっては、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備して活用する。

(3) 住民広報のタイミング

住民の不安を抑制し、適切な防護措置の実施に資するため、事故や原子力災害の状況が変化した場合や災害体制を敷いた際など住民広報のタイミングをあらかじめ定めておく。

また、住民に対し、定期広報のタイミングや、特に重要な事態が発生した場合は即時住民広報を行うことなどを、広報実施に併せて周知することが重要である。

【住民広報のタイミング（例）】

- 原子力災害に至る可能性がある事故が発生した場合（軽微なトラブル除く）
- 事故が警戒事態、施設敷地緊急事態（原災法10条相当）、全面緊急事態（原災法15条相当）に該当すると判断された場合
- 国、県、市などが特別の体制をとった場合（災害対策本部設置等）
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- 放射性物質が放出された場合
- モニタリングの状況がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（事故状況の変化が無く広報の間があいた場合など）

(4) 住民広報すべき情報

住民広報すべき情報の内容については、以下の内容を基本として必要事項を広報する。

なお、事故の進展可能性を踏まえ、広域避難などの防護措置が必要となるまでの推計時間を住民に伝えることは、住民の不安や混乱を抑制するとともに、住民が避難準備を完了すべき時間や地域の災害活動等に充てる時間の把握のために必要な情報となるため、特に重視して広報することとする。

また、事故の進展は不確定要素があることも、同時に住民に伝達しなければならない。

【住民広報すべき情報（基本的な項目）】

- 事故等が発生した原子力発電所名
- 現時点における健康影響の有無
- 避難などの行動をとる必要の有無、住民がとるべき具体的な行動
- 行政の対応状況
- 今後の見通し（事故や原子力災害の進展予測等）
- その他必要な事項（複合災害発生時の場合は被害状況等）
- 次の定期広報を行う時間 など

第3節 事故発生から広域避難までの流れ

市は、原子力発電所で事故が発生した段階から国や県、中国電力株式会社と情報の共有を行い、又は県と協力して立入調査を実施するなど、原子力発電所の事故の進展や原子力災害の状況を把握し、その状況に応じて住民が適切に情報収集、避難準備、屋内退避や広域避難等の防護措置が実施できるよう、市が利用できるあらゆる手段により市民に対する情報提供及び指示を行う。(表2-1 参照)

表2-1 緊急事態区分等に応じた住民への情報提供及び防護措置に関する指示の内容

緊急事態区分	PAZ 〔 1号機は定めない 2号機は概ね5kmの範囲 〕	UPZ 〔 1号機は概ね5kmの範囲 2号機はPAZを除く全地区 〕
事故発生 警戒事態を判断する EAL ↓ 事故の状態の悪化 ↓ 全面緊急事態を判断する EAL ↓ 原子力災害の発生 防護措置の実施を判断する 基準 (OIL)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への注意喚起 ○施設敷地緊急事態要避難者及びその他の要配慮者への避難準備情報 ○学校・幼稚園等においては保護者に対し迎えを要請 ○一時集結所¹⁴で安定ヨウ素剤配布体制整備 ○一時滞在者への帰宅呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への注意喚起 ○一時滞在者への帰宅呼びかけ
	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は避難準備 (並行して屋内退避指示) ○施設敷地緊急事態要避難者は避難実施 ○学校・幼稚園等はPAZ外に設定された緊急退避所¹⁵へ避難実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は屋内退避準備(早めの帰宅等) ○要配慮者への避難準備情報 ○学校・幼稚園等においては保護者に対し迎えを要請 ○一時集結所で安定ヨウ素剤配布体制整備
	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は広域避難を実施 (服用の指示があれば避難実施時に安定ヨウ素剤の服用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は屋内退避を実施。避難準備を行う。 (原子力発電所の状況やPAZの避難状況を踏まえ、PAZ周辺地域から段階的避難を行うことも検討)
	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は広域避難を継続実施 ○必要に応じ警戒区域(立入制限区域)を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○20μSv/hを超えた地区は、地域生産物の摂取制限と共に、1週間程度内に一時移転を実施 ○500μSv/hを超えた地区は避難を実施 ○必要に応じ警戒区域(立入制限区域)を設定

※1 μ Sv/h=0.001mSv/h=0.00001Sv/h

¹⁴【一時集結所】自家用車による避難が困難な住民が、バス等によって集団避難を行うために参集する場所であり、各々に支所・地区災害対策本部員(市の職員等)が配置され、避難者の受け付けや、待機・乗車誘導、安定ヨウ素剤の配布などを行う場所である。(参考2-3 II)

¹⁵【緊急退避所】生徒等の安全を確保し、保護者へ引き渡すためPAZ外に設定する大規模施設(松江市総合体育館とし、予備をくにびきメッセとする)。保護者は避難準備を整えた後、緊急退避所に生徒・児童等を迎えに行き、広域避難を行う。(「参考2-3 IV」参照)

原子力発電所において事故が発生した場合の住民が実施すべき行動は、緊急事態区分、緊急時活動レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL）¹⁶に従うものとする。

なお、PAZの方が早い段階で防護措置が必要となることに留意しなければならない。市の情報提供及び指示に基づき、PAZ内とUPZ内それぞれの住民が実施すべき行動の流れは以下のとおり。

1. PAZ内の住民等の行動の流れ

※PAZは島根2号機の事故にのみ設定

（1）警戒事態

この段階において市は、全市民に対して注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を、施設敷地緊急事態要避難者及びその他のPAZ内の要配慮者に対して避難準備を行うよう広報する。

住民は、市が発信する注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を入手した後は、継続して発出される情報に注意する。

施設敷地緊急事態要避難者は必要な搬送手段や避難先施設の確保など市と連携して避難準備を行う。避難行動要支援者は避難支援等関係者¹⁷に連絡をとるなど、連携して避難準備を行う。

PAZの学校、幼稚園、保育所（園）等（以下「学校等」という。）については、学校等にて保護者に対し生徒等の引き渡しを行う。観光客等一時滞在者（以下「一時滞在者」という。）については自家用車等による早期の帰宅を促す。

（2）施設敷地緊急事態

この段階において市はPAZに居住する住民に対して避難準備情報を、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示を発出する。

住民は長期間の避難生活となることも想定した避難準備を行うとともに、避難指示が発出された際に速やかに対応が可能となるよう備える。

施設敷地緊急事態要避難者については、避難に伴い健康リスクを高めることが無いよう、搬送手段や避難先自治体の受入体制等の準備が整い次第、地区毎又は施設毎に定められた避難先（避難先施設）に広域避難を実施する。

なお、準備に時間を要することが見込まれる場合など、直ちに避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難ができる準備が整うまで放射線防護対策施設にて屋内退避を実施する。

学校等については、緊急退避所に避難を開始する。保護者は避難準備を整えてから迎えに来てもらうこととし、緊急退避所にて生徒等を引き渡す。

¹⁶ 「緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）」や「運用上の介入レベル（OIL）」については、第1章第3節「防護措置の実施基準」参照

¹⁷ 【避難支援等関係者】消防機関（消防本部、消防署、消防団）、警察機関（警察本部、警察署）、民生児童委員、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、要配慮者支援組織など避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。

路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、移動手段が確保できた際には帰宅等を実施する。

(避難の実施方法は、本章第4節「広域避難のルール」参照)

(3) 全面緊急事態

この段階において、市はPAZ内の住民(施設敷地緊急事態において避難指示を行っている住民を含む)に対して避難指示及び安定ヨウ素剤服用指示を発出する。

住民は避難準備が整い次第、安定ヨウ素剤を服用したうえで地区毎に定められた避難先に広域避難を実施する。路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、徒歩等により一時集結所に集まり、県及び市が確保した車両により避難を実施する。(広域避難の実施方法は、本章第4節「広域避難のルール」参照)

2. UPZ内の住民等の行動の流れ

※UPZは、島根1号機の事故の場合は概ね5km圏内(島根2号機のPAZと同じ範囲)、島根2号機の事故の場合はPAZを除く全地区

(1) 警戒事態

この段階において市は、全市民に対して注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を広報する。

住民は、市が発信する注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を入手した後は、継続して発出される情報に注意する。

一時滞在者については自家用車等による早期の帰宅を促す。

(2) 施設敷地緊急事態

この段階において市はUPZ内の全住民等に対して屋内退避の準備を行うよう広報する。

住民は注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報を入手した後は、継続して発出される情報に注意する。

要配慮者については、屋内退避の準備を行うほか、長期間の避難生活となることも想定した避難準備を実施する。

また、避難行動要支援者は避難支援等関係者に連絡をとるなど、連携して避難準備を行う。

学校等については、学校等にて保護者に対し生徒等の引き渡しを行うこととするが、原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合は、警戒事態の段階から対応を行う。

(3) 全面緊急事態

この段階において市はUPZ内の全住民等に対し屋内退避指示及び避難準備情報を発出する。住民は長期間の避難生活となることも想定した避難準備を行うとともに、屋内退避を実施し避難指示が発出された際に速やかに対応が可能となるよう備える。

なお、島根1号機の事故の場合、必要に応じてUPZ外の全地区の住民等に対して屋内退避指示をする可能性がある旨の注意喚起を行う。

(4) 原子力災害発生後（運用上の介入レベル（OIL）による防護措置実施）

市は、避難や一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用など、放射線量を踏まえて地区毎に決定される防護措置について、随時指示及び情報提供を実施する。

住民は居住する地区に対して発出された指示、情報等に従って広域避難等の防護措置を実施する。

なお、広域避難にあたっては、地区毎に定められた避難先に避難する。（防護措置の内容については第1章第1節「原子力災害に対応するための防護措置」参照。広域避難の実施方法は、本章第4節「広域避難のルール」参照）

【運用上の介入レベル（OIL）】※主なもの

○500 μ Sv/hを超えた地区は避難を実施

○20 μ Sv/hを超えた地区は、地域生産物の摂取制限と共に、1週間程度内に一時移転を実施

※原子力発電所の状況や環境放射線量等に応じて、PAZ近傍から段階的な広域避難を検討、実施する。

【参考 2-2 非常持ち出し品の準備等について】

非常持ち出し品の準備等について以下のことに留意する必要がある。

- ・貴重品や免許証等の身分証に加え、避難所において早期に避難物資の支給ができないことを想定し、非常食品、常備薬、最低限の衣類（下着、放射性物質が付着した場合に備え上着の着替えなど）、簡易毛布など、非常持ち出し品を準備する。
- ・放射性物質による汚染を避けるため皮膚の露出を可能な限り無くするような服装（長袖の上着、長ズボン、帽子、手袋、マスク等を身につけるなど）とする。
- ・持参物の量は、自家用車による避難であればトランク等の容量による。
バス避難による避難の場合、座席の足下や膝上に乗せられる程度の量とする。
なお、持参物は、常備薬など避難先において早期に確保が難しい特殊なものを優先する。
- ・ペット（家庭動物）については長期の避難を想定し同行避難をし、エサなどの世話は自身で行う。
なお、ペットの居住スペースは、避難先自治体の指示を受ける。
- ・補助犬については法令により避難車両や避難所へ同伴できると定められている。
- ・ガソリン等の燃料が入手困難となる場合も想定されることから、平時から自家用車等の燃料について避難を実施できる程度の残量を確保するよう心掛ける。

非常食品(家族3日分)

バス避難の際は、乾パンなど火を通さなくても食べられる物で、できるだけ軽いものを準備します。水は避難先や避難途中で確保でき、重たく荷物になりますので必要最小限とします。



外衣・マスクの着用

放射性物質による汚染を避けるため、皮膚の露出をできるだけ避ける服装とします。汚染したら外衣などを脱いで汚染を防ぎます。
※原子力災害特有のもの



非常持ち出し品

バス等による集団避難の場合、持ち出し品が多いと避難が大変です。目安は男性で15kg、女性で10kg程度です。
※自家用車避難の場合は多く荷物を載せることができますが運転に支障のない量とします。



貴重品

現金・権利証書・預貯金通帳・免許証・健康保険証・印鑑・クレジットカード・キャッシュカード類など。



医薬品など

常備薬など避難先ですぐ入手しにくい物を優先して準備します。
乳幼児や高齢者がいるご家庭では、おむつや粉ミルク・介護用品なども準備しましょう。



戸締まりなど

電気のコネクタを抜き、ガスの元栓を閉め、戸締まりを忘れずに。



近隣での助け合い

隣近所にも声をかけ、病気や高齢者の方を助けるなど、お互いに協力しましょう。



Check 02

避難の際の留意事項

自主的な避難所運営

避難所は、避難者に安心と安全を提供するとともに、避難者が互いに助まし、助け合いながら生活再建を始めるための拠点ともなります。避難者のニーズに応じ、生活環境を向上させるため、できるだけ早期に、避難者による自主的な避難所運営を行う体制を整えます。

※支所・地区毎の災害対策本部や市の職員等と協力し、避難所毎に「避難所運営委員会」を設置します。

自家用車避難

放射性物質が拡散している地域を通る際には、窓を閉め、エアコンは内気循環にして外気ができるだけ入らないようにします。災害時にはガソリンなどの燃料が不足する可能性があります。日頃から早めの燃料補給を心掛けましょう。



ペット

ペットは長期の避難を想定して同行避難をします。バス避難の場合は、ケージに入れるなど搬送時に配慮してください。
※えさなどの世話は自身で行います。



非常持ち出し品 チェックリスト

品名	備考
<input type="checkbox"/> 現金(小銭含む)	
<input type="checkbox"/> 預金通帳	
<input type="checkbox"/> 証書類	
<input type="checkbox"/> 印鑑	
<input type="checkbox"/> 健康保険証	
<input type="checkbox"/> 免許証	
<input type="checkbox"/> クレジットカード	
<input type="checkbox"/> キャッシュカード	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	
<input type="checkbox"/> お薬手帳	
<input type="checkbox"/> 常備薬	
<input type="checkbox"/> 消毒液	
<input type="checkbox"/> 傷薬	
<input type="checkbox"/> 安定ヨウ素剤	
<input type="checkbox"/> 水	
<input type="checkbox"/> インスタント食品	
<input type="checkbox"/> 缶詰	
<input type="checkbox"/> 万能ナイフ	
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	
<input type="checkbox"/> ライター	
<input type="checkbox"/> レジャーシート	
<input type="checkbox"/> 裁縫道具	
<input type="checkbox"/> 毛布	
<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ	
<input type="checkbox"/> 生理用品	
<input type="checkbox"/> 衣類	
<input type="checkbox"/> 軍手	
<input type="checkbox"/> 洗面用具	
<input type="checkbox"/> 携帯電話用充電器	
<input type="checkbox"/> マスク	
<input type="checkbox"/> 体温計	
<input type="checkbox"/> 除菌シート	
<input type="checkbox"/> 雨具	

29

【参考 2-3 屋内退避実施後の運用について】

屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続を判断することが必要となる。

- (1) 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うとされている。市は、県と協力し、屋内退避の継続のための物資の供給状況、人的支援の実施状況、ライフラインの被害状況等の情報を国に提供し、国は、市及び県と緊密に連携を行いながら、屋内退避から避難への切り替えを判断し、指示する。

なお、屋内退避から避難への切り替えにより、避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避は継続することを基本とし、避難への切り替えの判断は慎重に行う。

- (2) 市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず提供する。

また、屋内退避中は、被ばくを低減するため、屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できるものとされている。

市は、県と協力し、一時集結所、指定避難所等での屋内退避中の住民への生活物資等の配給体制を構築するとともに、物資の備蓄、配給状況及び民間事業者の活動状況について情報提供する。

- (3) 市は、国及び県と連携し、原子力施設の状況に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、一時外出中の住民や活動中の民間事業者に対して、速やかに屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行う。

- (4) 国は、原子力施設の状態が安定し、新たに放射性物質が放出される可能性がないこと及び放出された放射性物質が滞留していないことが確認できた場合、屋内退避の解除を行う。

市は、国及び県と連携し、屋内退避を実施している住民等に対して、屋内退避の解除に係る情報提供を行う。

なお、屋内退避の解除の際、緊急時モニタリングの結果に応じて、避難や一時移転等の防護措置を実施する場合がある。

- (5) 住民は、市が発信する注意喚起情報などの原子力発電所の事故に関する情報に注意し、最新の情報を入手するとともに、一時外出をする場合には、外出先で屋内退避が可能な施設を確認しておく。

第4節 広域避難のルール

広域避難については、大半の住民が自家用車により避難することを想定している。一方、自家用車による避難が困難な住民については、行政が手配するバス等により避難する。

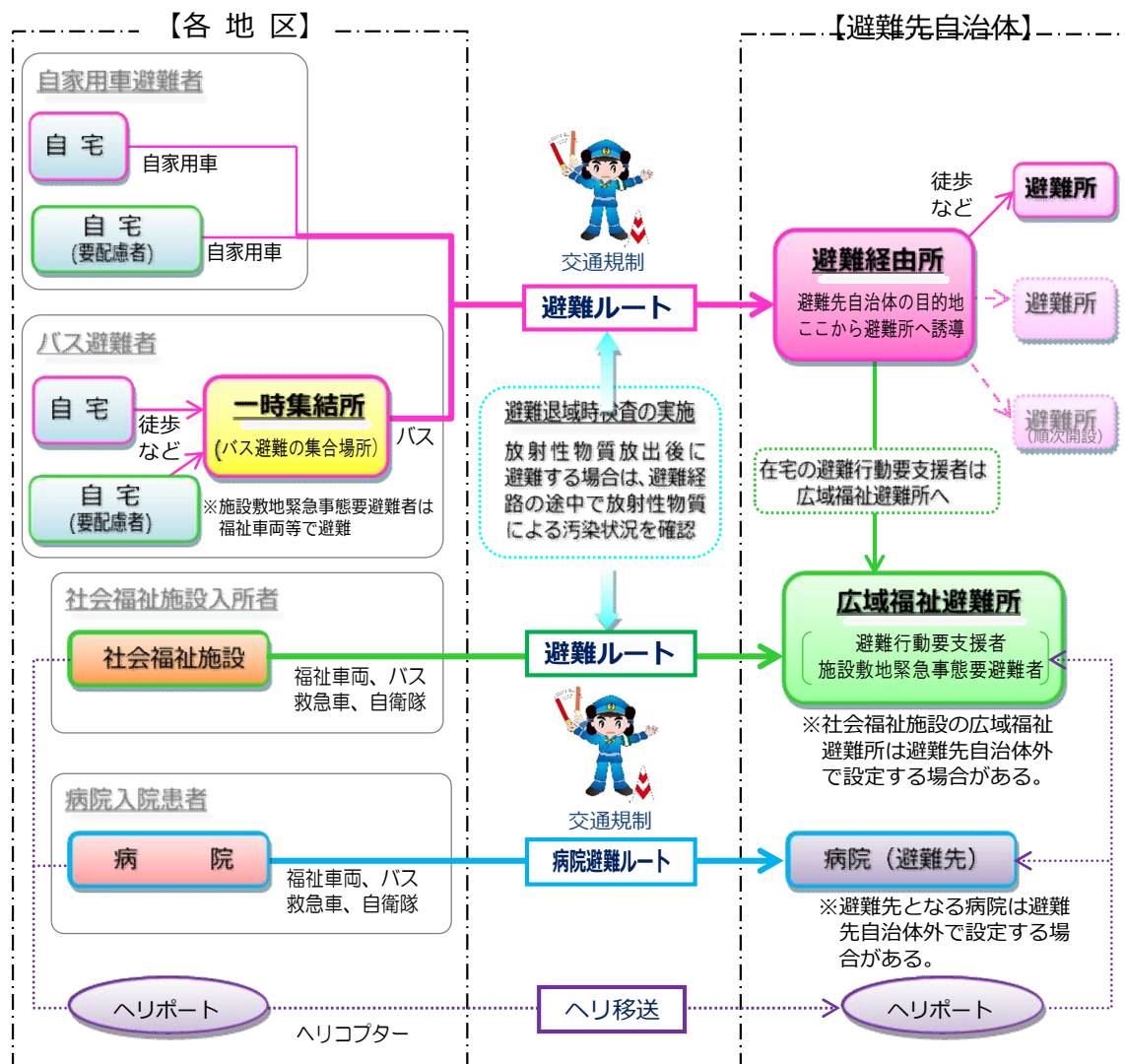
自家用車による避難は、避難先自治体の目的地となる「避難経由所」を目指して移動し、ここで最終的な到着地である避難所に誘導されることになる。一方、バス等による避難は、地区毎に指定している「一時集結所」に集まり、ここからバスにより「避難経由所」に移動し、避難所へ誘導されることとなる。

広域避難の際には、国から指示があった場合は、安定ヨウ素剤を服用するほか、放射性物質放出後に避難する場合には各避難ルートの中で避難退域時検査を受け、検査済証の交付を受ける。

なお、基準超過の放射性物質の付着が認められた場合は簡易除染を受けることとなる。

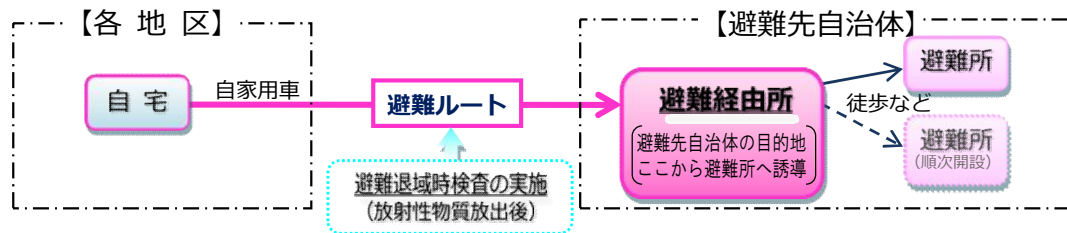
社会福祉施設入所者については広域福祉避難所へ、病院の入院患者についてはUPZ圏外に設定される避難先となる病院へ直接避難する。

図2-2 広域避難のルールのイメージ



1. 住民（一般）の広域避難

(1) 自家用車による広域避難（自ら避難が可能な方）



① 避難方法

自家用車による避難が可能な方は、地区毎に定められた避難ルート¹⁸を通して、避難先自治体の目的地（施設）となる避難経由所¹⁹に向かう。避難にあたっては、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせるとともに、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用する。

放射性物質放出後においては、誘導に従って避難ルート付近に設置された避難退域時検査場所で検査を受け、検査済証の交付を受ける。

また、車内への外気侵入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難する。

② 避難経由所から避難所への移動

避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動する。

なお、避難途中で健康状態が悪くなったなど応急の処置が必要であれば、駐車場誘導員若しくは避難所説明要員へ伝え、病院の行き方や休息場所について指示を受ける。

③ 市が定めた避難先以外に避難する際の留意事項

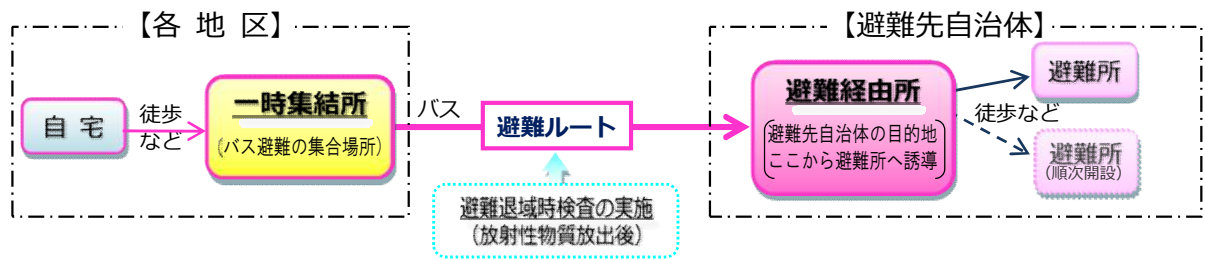
自家用車により親戚知人宅等、市が定めた避難先以外に避難する場合も、避難のタイミングは市の避難指示によるものとし、放射性物質放出後においては、誘導に従って避難ルート付近に設置された避難退域時検査場所で検査を受け、検査済証の交付を受ける。避難完了後は安否確認のため所在地を市に連絡する。連絡先については災害発生時に報道機関等を通じて広報する。

また、避難実施中は広域に交通規制が実施されているので、避難ルートはあらかじめ市が定めた避難ルートを基本としてUPZ外へ避難した後に、各自の避難先に向かう。

¹⁸ 【避難ルート】避難車両による渋滞や混乱の緩和を目的とし、警察等が適切な交通規制・誘導を行うことを可能とするため、各地区から避難先までの避難ルートを設定する。（「参考2-4 I」参照）

¹⁹ 【避難経由所】多くの住民が自家用車利用を基本とする広域避難を実施することを前提とし、多くの駐車スペースを持ち、避難先に不慣れた住民にとっても比較的わかりやすい大規模な施設を「避難経由所」として設定する。（「参考2-4 III」参照）

(2) バス等による集団での広域避難



① 避難方法

自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、市からの参集指示が行われた後、地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所エラー！参照するデータが見つかりません。に徒歩等によって集結し、県が確保したバス等による避難手段により、避難先自治体の避難経由所へ広域避難を実施する。バスの運転手には、避難ルートと避難経由所をあらかじめ指示している。避難にあたっては、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用する。

放射性物質放出後においては、誘導に従って避難ルート付近に設置された避難退域時検査場で検査を受け、検査済証の交付を受ける。

また、バス車内への外気侵入防止（窓を開けず内気循環とする）など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら実施する。

② 一時集結所の開設及び運営

一時集結所の開設にあたっての手順や対応要員、市災害対策本部や支所・地区災害対策本部との連絡手段をあらかじめ定めておく。

一時集結所の運営については、市職員を含む支所・地区災害対策本部要員によるものとし、受付や避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導などを行う。

なお、一時集結所は広域避難のための集合場所であるため、地震等の被害により開設できないときには必ずしも施設の解錠は必要ないが、近辺の道路状況や危険箇所の確認を行い、危険箇所等があれば参集にあたっての注意事項として住民に周知する。

③ 避難手段

集団避難におけるバス等の避難手段は、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所や学校など必要な場所に手配する。

JRや船舶等の避難手段を確保できた場合には積極的に活用する²⁰こととし、一時集結所から駅や港までのピストン輸送や避難先の駅等からの移動方法の確保（シャトルバス等）など状況に応じて住民輸送方法を決定する。

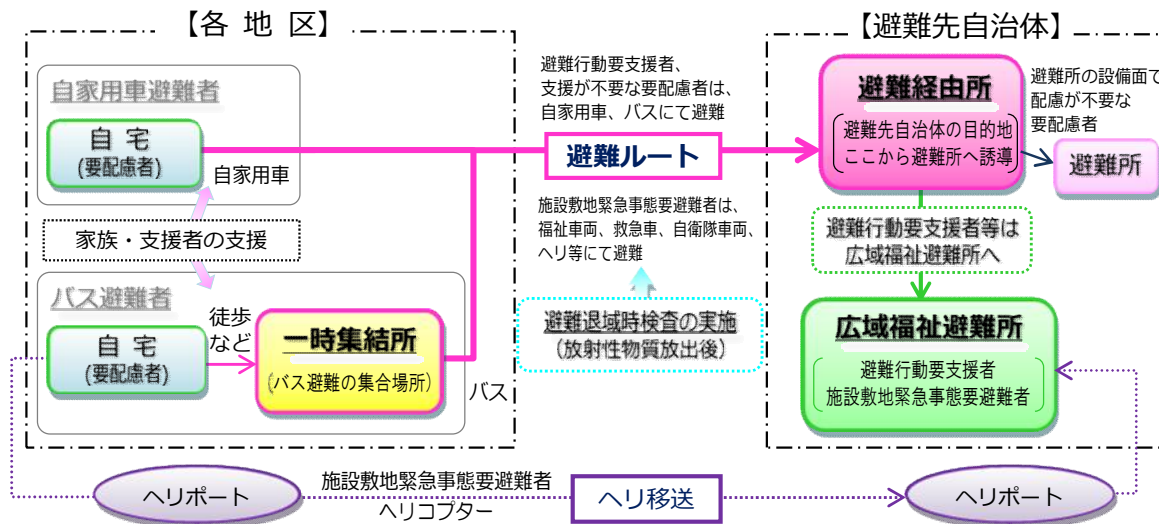
²⁰ JRや船舶などは、地震などの自然災害が発生した際に利用できない可能性が比較的高いと考えられることから、広域避難の際の基本的な避難手段とは位置づけていないが、利用できると判断され、確保できた場合は、可能な限り活用する方針としている。

④ 避難経路所から避難所への移動

自家用車避難と同様に、避難経路所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐停車を行った後、避難所説明要員から開設済みの避難所への位置や行き方などに関する説明、誘導を受け移動する。

2. 住民（要配慮者）の広域避難

(1) 在宅の要配慮者の広域避難



① 避難方法、避難手段等

ア. PAZ内の在宅の要配慮者

【施設敷地緊急事態要避難者】

自家用車又はバスによる避難が難しい施設敷地緊急事態要避難者は、市、支所・地区災害対策本部に支援要請を行い、屋内退避を継続して支援若しくは救助を待つ。施設敷地緊急事態要避難者を搬送する避難手段は、状態に応じて福祉車両、救急車、ヘリ、自衛隊車両などを使用する。

施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県等が確保した福祉車両により、近傍の放射線防護対策施設へ移動する。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施する。

【避難行動要支援者】

自家用車、バス避難が可能な避難行動要支援者は、家族若しくは避難支援等関係者の支援のもと、前述「1. 住民（一般）の広域避難」に定められた方法により、自家用車若しくはバス等によって避難経路所へ避難する。

バス避難を行う避難行動要支援者で、広域避難指示に伴う一時集結所参集が速やかにできない方については、市からの参集指示が行われた後、家族若しくは支援者等と共に一時集結所へ早めに移動する。このため、一時集結所開設に関する情報に注意する。

【その他在宅の要配慮者】

避難にあたり支援が不要な要配慮者については、前述「1. 住民（一般）の広域避難」に定められた方法により、自家用車若しくはバス等によって避難する。

イ. U P Z内の在宅の要配慮者**【避難行動要支援者、その他在宅の要配慮者】**

避難方法、避難手段等は、前述「ア. P A Z内の在宅の要配慮者」と同様に行う。

放射性物質放出後においては、避難ルート付近に設置された避難退域時検査場所で検査を受け、検査済証の交付を受ける。

② 避難経由所から広域福祉避難所への移動**ア. P A Z内の在宅の要配慮者****【施設敷地緊急事態要避難者】**

施設敷地緊急事態要避難者は避難経由所に到着後、搬送した者が避難所説明要員に対し施設敷地緊急事態要避難者が乗車していることを告げ、受け入れ体制が整った広域福祉避難所²¹の位置や行き方等に関する説明、誘導を受け移動する。

なお、症状に応じた資材が必要など特別な受け入れ体制を整える必要がある施設敷地緊急事態要避難者については、避難先自治体と調整のうえ、避難経由所を経由せず受け入れ体制を整えた広域福祉避難所へ直接避難を行う。

【避難行動要支援者、その他在宅の要配慮者】

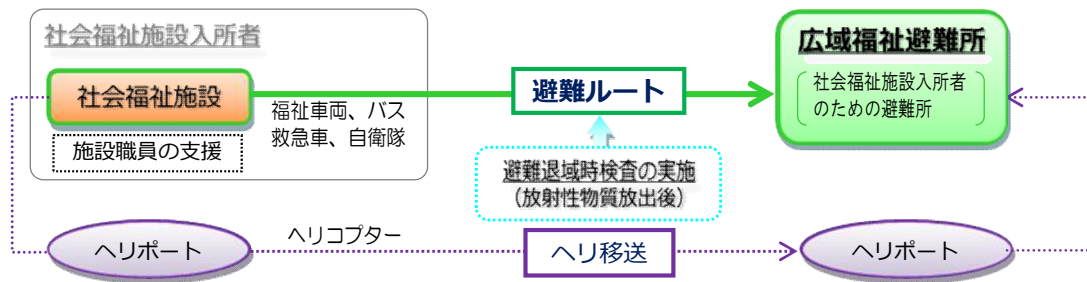
避難所の設備面で配慮が不要な避難行動要支援者及び要配慮者については、基本的には一般の避難所に入所することとするが、配慮が必要な要配慮者は広域福祉避難所に入所する。

イ. U P Z内の在宅の要配慮者**【避難行動要支援者、その他在宅の要配慮者】**

避難経由所から広域福祉避難所への移動は、前述「ア. P A Z内の在宅の要配慮者」と同様に行う。

²¹ 【広域福祉避難所】社会福祉施設入所者や避難生活に配慮が必要な避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者などの要配慮者については、生活環境に特段の配慮が必要であるため、避難先としてバリアフリー設備や冷暖房設備等が整備された施設を「広域福祉避難所」として設定する。在宅の要支援者は一般住民と同様に避難経由所にて広域福祉避難所へ誘導されるが、社会福祉施設については、症状が重い要配慮者が多く、前もって施設職員が広域福祉避難所で受け入れ準備を行うことが望ましいことから、あらかじめ施設毎に広域福祉避難所を割り当てることとしている。

(2) 社会福祉施設入所者の広域避難



※社会福祉施設の広域福祉避難所は避難先自治体外で設定する場合がある。

① 避難方法

県作成のガイドライン²²に基づき各社会福祉施設にて定められた避難計画に従って広域福祉避難所へ直接広域避難を行う。避難ルートは一般住民避難の場合のルートと同様とする。ヘリコプターで広域福祉避難所近隣のヘリポートまで搬送することができるよう、あらかじめ避難先周辺のヘリポートを確認しておく。

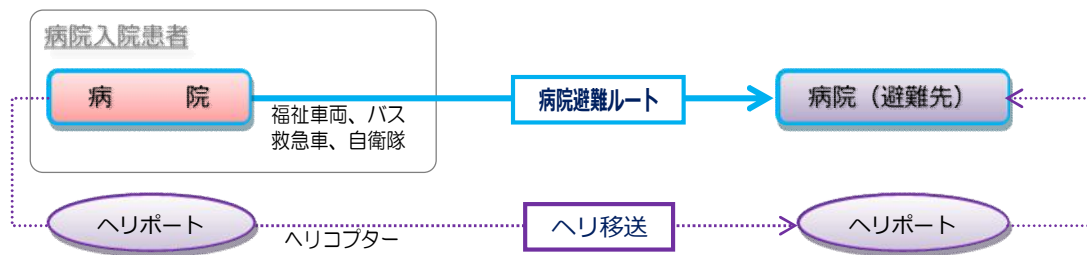
なお、避難に伴う健康リスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施することとし、避難実施までは各施設において屋内退避を継続する。避難退域時検査は住民の安全確保の観点から県が状況に応じて柔軟に行うこととしている。

② 避難手段

福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配する。

²² 【社会福祉施設の避難計画】『社会福祉施設（入所施設）における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン（平成24年10月島根県健康福祉部作成）』に基づき各社会福祉施設においては避難計画を作成する。なお、社会福祉施設の避難先施設となる広域福祉避難所については別途示すこととしている。

(3) 病院の入院患者の広域避難 ※避難退域時検査は住民の安全確保の観点から県が状況に応じて柔軟に行う。



※避難先となる病院は避難先自治体外で設定する場合がある。

① 避難方法

県作成のガイドライン²³に基づき各病院で定められた避難計画に従って避難する。

なお、避難ルートは県が示すルートに従うこととする。

病院入院患者については、病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ県が関係機関及び隣接県と同意した調整方法に基づき、病院の機能や病床種別に応じた避難先病院（島根原子力発電所から30km圏外に設置する病院）を確保する。

なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施することとし、避難実施までは各病院において屋内退避を継続する。避難退域時検査は住民の安全確保の観点から県が状況に応じて柔軟に行うこととしている。

② 避難手段

福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、各病院に手配する。

(4) 外国人の広域避難

① 外国人への情報提供

県及び市は、外国人に対して、発電所における事故の状況、避難準備や広域避難等の指示が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行う。

情報発信にあたっては、(公財)しまね国際センター(災害多言語支援センター)や民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

② 避難方法

避難方法は、「1. 住民(一般)の広域避難体制」、「2. 住民(要配慮者)の広域避難体制(1)～(3)」と同様に行う。

避難対応にあたっては、対応要員と言語が理解できないことにより意思疎通ができないことも想定されるため、他の住民の協力を受けるなど柔軟に対応できるようにしなければならない。

²³ 【病院の避難計画】『病院における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドライン(平成24年11月島根県健康福祉部医療政策課作成)』に基づき各病院においては避難計画を作成する。なお、病院の避難先施設は、県が示すこととしている。

(5) 観光客等一時滞在者の広域避難

① 情報提供及び早期帰宅の呼びかけ

県及び市は、一時滞在者に対して、発電所において事故が発生し、警戒事態発生時以降、速やかに報道機関、観光施設、観光関連団体、公共交通機関等、市が利用できる情報伝達手段により情報の周知を行うとともに、自家用車若しくは公共交通手段によって早期に帰宅するよう求める。

② 避難方法

公共交通手段が停止した際など、自力で避難することができない方については、観光施設等の近隣の一時集結所から住民とともに、本計画に定める避難先にバス等により一旦避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅する。

【PAZ内の一時滞在者】

自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で自家用車にて帰宅等を開始する。

路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等や市が指定した施設にて待機し、全面緊急事態の段階で避難を実施する。避難の際には徒歩等により一時集結所に集まり安定ヨウ素剤を受け指示があれば服用し、県及び市が確保した車両により避難を実施する。

【UPZ内の一時滞在者】

自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始する。

路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については宿泊施設等へ移動する。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施する。

全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等や市が指定した施設において屋内退避を実施する。その後OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集結所に集まり安定ヨウ素剤を受け指示があれば服用し、県及び市が確保した車両により一時移転等を実施する。

③ 松江しんじ湖温泉及び玉造温泉の対応

松江しんじ湖温泉及び玉造温泉は宿泊者数が多いため、初期段階から公共交通手段の運行状況を確認したうえで、JR松江駅、出雲空港等へのシャトルバス等の配備を行うなど、重点的な対応を実施する。

3. 学校・幼稚園・保育所（園）等の避難

(1) 避難方法

学校等においては、生徒等を保護者に安全に引き渡すことを目的とし、各学校等において定めた原子力災害時対応マニュアル²⁴に従い対応することとする。

なお、あらかじめ学校等がとる対応について保護者へ説明しておくことが必要である。学校等の避難体制について、基本的な流れを以下に示す。

① P A Zの学校等

【警戒事態】

P A Zの学校等については、警戒事態となり、市・県の指示があった時点から保護者に迎えに来てもらい生徒等を直接引き渡す。その後自宅に待機してもらい、市が発出する情報に注意するよう促す。

【施設敷地緊急事態～全面緊急事態】

事故が進展し、施設敷地緊急事態となった時点若しくは同事態となることを見込まれる場合、学校等に残っている生徒等はP A Z外の「緊急退避所」へ、市が優先的に確保したバスによって退避することとし、保護者には避難の準備を整えてから迎えに来てもらう。

なお、全面緊急事態となった場合若しくは同事態となる可能性が高い場合は、迎えに来た保護者と生徒等はそのまま避難先に避難する。ただし、原子力発電所の事故の状況が悪化し大量の放射性物質が放出される可能性が高くなったなどの理由によりP A Z内の住民の広域避難が中止となり屋内退避の指示がなされた場合は、P A Z住民の広域避難が再開されるまで保護者への引き渡しは中断する。

また、緊急退避所からの避難先への広域避難についても中止し、緊急退避所において屋内退避を行う。

【原子力災害の発生】

放射性物質の放出等により緊急退避所がある地区の放射線量が上昇するなど、緊急退避の継続が難しい場合は、緊急退避所にて保護者の迎えを待つ生徒等は、基本的に各学校等がある地区毎に割り当てられた避難先にバス等により広域避難を実施し、避難先で生徒等を保護者へ引き渡す。

²⁴ 「学校危機管理の手引（原子力災害発生時の対応編）」（令和2年9月島根県教育委員会改定）等に基づき、各学校等においては原子力災害時対応マニュアルを作成する。

② UPZの学校等

【警戒事態～施設敷地緊急事態】

UPZの学校等については、施設敷地緊急事態となった時点から保護者に迎えに来てもらうなど、確実に保護者への引き渡しが可能で可能な方法で帰宅させる²⁵。

なお、警戒事態においては特別な行動を行う必要は無いが、原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合は、警戒事態の段階から保護者への引き渡しを行うこととする。

【全面緊急事態】

全面緊急事態となった場合、各学校等において屋内退避を実施するとともに、基本的に保護者への引き渡しは継続する。ただし、全面緊急事態発生時より、PAZの広域避難が実施されること、その状況によりUPZにおいても段階的避難が検討、実施される可能性があること、原子力発電所の事故の状況が悪化し原子力災害に至る可能性が高い場合があることなどから、迎えの中止や生徒等の避難などについては、総合的に判断することが重要となる。

【原子力災害の発生】

放射性物質の放出等により各学校等がある地区の放射線量が上昇するなど、広域避難を実施する必要が生じた場合は、保護者の迎えを待つ生徒等は、各学校等がある地区毎に割り当てられた避難先にバス等により広域避難を実施し、避難先で生徒等を保護者へ引き渡す。

(2) 防護措置実施の判断

原子力発電所の事故や原子力災害の状況については随時、市災害対策本部から情報連絡を行うとともに、各学校等が実施すべき防護措置についても同本部から指示を行う。

²⁵ UPZの学校等において、PAZ内に自宅がある生徒等については施設敷地緊急事態となった時点から学校等で待機させ、保護者には避難の準備を整えてから迎えに来てもらう。なお、PAZの学校と同様に、全面緊急事態となるか、その可能性が高ければ、保護者と生徒等はそのまま避難先に避難してもらうこととする。施設敷地緊急事態の状況が続くことが想定される場合は緊急退避所に移動し待機することを基本とし、状況に応じて一時帰宅も検討する。

図2-3 PAZ学校等の緊急退避について



4. 安定ヨウ素剤の配布及び服用

原子力災害により放射性物質が放出された際に、広域避難の実施などの屋外での活動を行うにあたり安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することは、放射性ヨウ素による住民の無用な甲状腺被ばくを防ぐための手段のひとつである。

安定ヨウ素剤の住民への配布や服用については、原子力規制委員会策定の原子力災害対策指針、県策定の「島根県安定ヨウ素剤配布計画」等に基づき、以下のとおり実施する。

(備蓄場所については表 2-2 参照)

(1) P A Z

P A Z内の住民は、全面緊急事態に至った場合において、避難を実施する際に、国若しくは県又は市の指示のもと、事前に配布を受けている安定ヨウ素剤若しくは一時集結所等において緊急時配布を受けた安定ヨウ素剤を速やかに服用²⁶する(規定量については表 2-3 参照)。副作用の恐れがある等により安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者については安定ヨウ素剤を服用せず施設敷地緊急事態において避難を実施する。

① 緊急時の安定ヨウ素剤の配布体制

P A Z内の住民に対する安定ヨウ素剤の配布場所は地区内に開設する一時集結所とし、市は警戒事態と判断された時点から要員の配置等、配布体制を整える。(一時集結所から遠方の住民に対しても迅速な配布が可能となるよう、車両等による安定ヨウ素剤の配布など、配布体制の拡充を検討する)

② 緊急時の安定ヨウ素剤の配布

P A Zにおける安定ヨウ素剤の配布時期は、基本的には施設敷地緊急事態となった時点とするが、原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合は、警戒事態から配布体制が整い次第行うこととし、国若しくは県又は市が指示する。

なお、一時集結所周辺の混雑防止の観点から可能な限り徒歩によって安定ヨウ素剤を受け取りに来てもらうこととする。配布の際は住民に対し服用指示が無ければ絶対に服用しないよう徹底することが必要である。

③ 安定ヨウ素剤服用に関する注意事項の説明

緊急事態における安定ヨウ素剤の配布は迅速に行う必要があるため、必ず国等の指示に従って服用することを口頭で伝えるとともに、放射性ヨウ素の内部被ばく対策のみ効果があること、服用量の遵守、副作用が起こった場合の対処方法、服用不適切者の条件など、服用にあたっての注意事項をわかりやすく示した説明用紙を配布し周知する。

²⁶ P A Z内の住民に対しては、服用の指示があった際に速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、県及び市が説明会を開催し、必要な住民に対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布しているが、全ての住民に対して配布することは困難であり、配布を受けても安定ヨウ素剤を紛失する住民も想定されることから、P A Z内の住民に対する安定ヨウ素剤の緊急時配布が必要となる。

(2) UPZ

UPZ内の住民は、原子力発電所の状況や、放射性物質の放出による環境の放射線量の上昇等に応じて、避難等の防護措置が行われる際に、国若しくは県又は市の指示のもと、事前に配布を受けている安定ヨウ素剤若しくは一時集結所等において緊急時配布を受けた安定ヨウ素剤を服用する（規定量については表2-3参照）。

広域避難を実施するまでの間に安定ヨウ素剤を速やかに配布する体制及び方法を以下のとおり定めることとする。

① 緊急時の安定ヨウ素剤の配布体制

UPZ内の住民に対する安定ヨウ素剤の配布場所は地区内に開設する一時集結所とし、市は施設敷地緊急事態と判断された時点から要員の配置等、配布体制を整える。（一時集結所から遠方の住民に対しても迅速な配布が可能となるよう、車両等による安定ヨウ素剤の配布など、配布体制の拡充を検討する）

② 緊急時の安定ヨウ素剤の配布

UPZにおける安定ヨウ素剤の配布については、UPZの方が広範囲であり、配布に時間を要すると考えられることから、配布体制が整い次第配布する。

③ 安定ヨウ素剤服用に関する注意事項の説明

PAZと同様の対応とする。

表2-2 市内の安定ヨウ素剤備蓄場所

橋北	橋南
松江市役所本庁	保健福祉総合センター
鹿島支所	八雲支所
島根支所	玉湯支所
美保関支所	宍道支所
八束支所	東出雲支所

表2-3 安定ヨウ素剤服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量	ヨウ化カリウム内服ゼリー	ヨウ化カリウム丸剤
生後1ヶ月未満	12.5mg	16.3mg	16.3mg 1包	-
生後1ヶ月以上3歳未満	25mg	32.5mg	32.5mg 1包	-
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	-	1丸
13歳以上	76mg	100mg	-	2丸

5. 避難退域時検査及び簡易除染

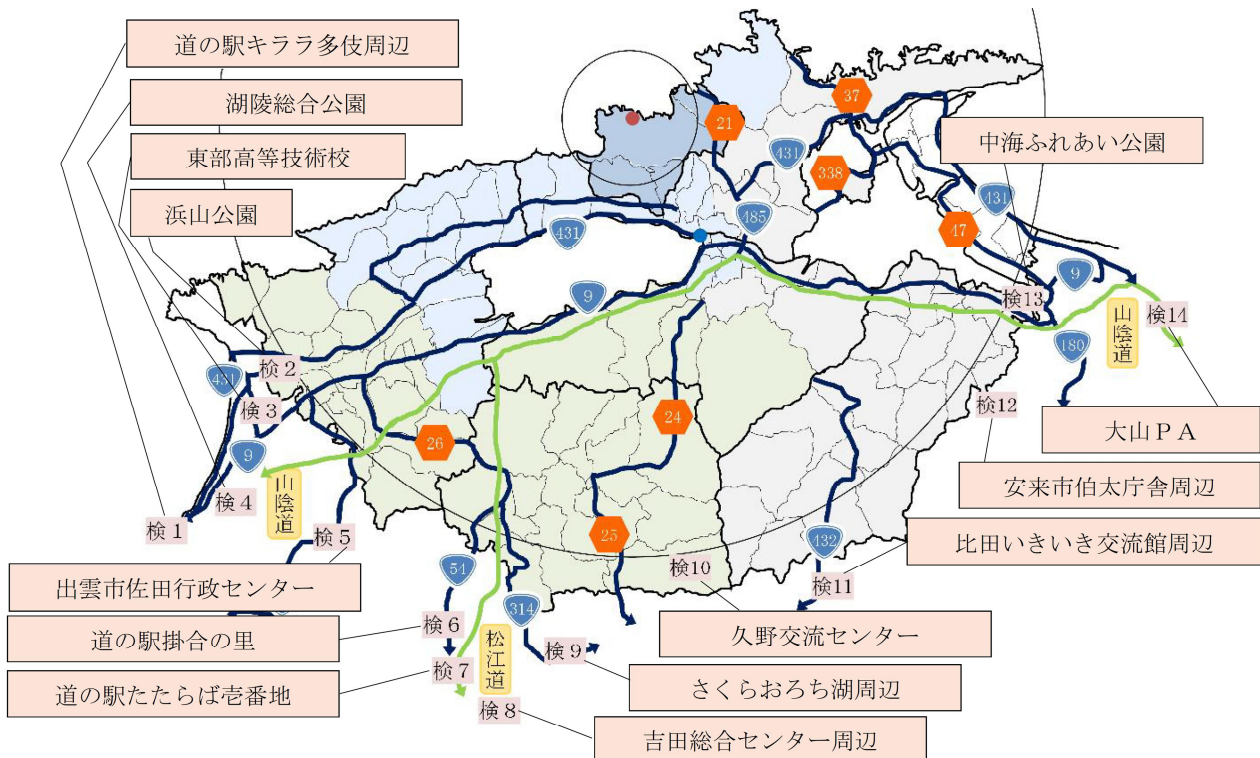
原子力発電所から放射性物質が放出された後に一時移転等の指示が出された場合、国の検査等実施の指示を受け、県が「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」に基づき、住民等の放射性物質による汚染状況を確認するため、30km圏外に設置された避難退域時検査場所にて避難退域時検査を実施することとしている。（検査会場候補地は表2-4、図2-4参照）

検査を行う対象は、乗員検査の代用としてまず車両とし、基準超過の汚染が確認された場合は乗員や携行物品の検査を行い、必要に応じて簡易除染を実施する。

表2-4 検査場所候補地一覧

	検査場所	主な避難経路	所在地
1	浜山公園	国道431号、県道斐川出雲大社線	出雲市大社町北荒木
2	東部高等技術校	国道9号、山陰自動車道（出雲IC）、国道431号	出雲市長浜町
3	道の駅キララ多伎周辺	国道9号、くにびき海岸道路、山陰自動車道（出雲多伎IC）	出雲市多伎町多岐
4	湖陵総合公園	国道9号、山陰自動車道（出雲湖陵IC）	出雲市湖陵町三部
5	出雲市佐田行政センター	国道184号	出雲市佐田町反辺
6	道の駅掛合の里	国道54号	雲南市掛合町掛合
7	道の駅たたらば壱番地	松江自動車道	雲南市吉田町民谷
8	吉田総合センター周辺	松江自動車道、国道54号	雲南市吉田町吉田
9	さくらおろち湖周辺	国道314号	雲南市木次町北原
10	久野交流センター	県道玉湯吾妻山線、国道314号	雲南市大東町上久野
11	比田いきいき交流館周辺	国道432号	安来市広瀬町西比田
12	安来市伯太庁舎周辺	県道安来伯太日南線	安来市伯太町東母里
13	大山PA	米子自動車道	鳥取県西伯郡伯耆町
14	中海ふれあい公園	国道9号	安来市穂日島町

図2-4 避難退域時検査場所候補地位置図



※「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」掲載の図を抜粋

6. 広域避難状況の確認

市は、避難指示等を行った場合は、県、警察、消防、消防団等と連携し、避難対象地区内残留者の戸別訪問を行うことに加え、以下の方法等により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、県に対しても情報提供するものとする。

(1) 一時集結所におけるバス等による避難住民の把握

一時集結所において、避難のために手配したバス等に乗車する住民の氏名等を記載した名簿を作成することによりバス等による避難住民を把握する。

(2) 避難先における避難者登録

市は、避難先自治体の避難所等に派遣した職員に加え、避難先自治体等の協力を得て、避難所等ごとに「避難者名簿」を作成し、避難状況を確認する。（「第2章第6節 避難所への入所及び避難生活の確立」参照）

(3) 所在地確認のための連絡先の広報

自家用車により親戚知人宅等、市が定めた避難先以外へ避難した住民は、避難完了後に市へ所在地を連絡してもらうことにより把握する。このため、市は、原子力発電所の事故や原子力災害発生時に連絡先を報道機関等を通じて広報する。

【参考 2-4 広域避難におけるルールの設定方針等について】**I 避難ルートの設定方針**

避難ルートの設定は、警察等による交通規制、避難誘導により、渋滞を緩和することを目的としている。避難ルートの選定にあたっては、県、市及び周辺3市は地区ごとにあらかじめ幹線道路を中心に地区ごとのルートを可能な限り複数選定した。避難ルート設定のポイントは以下のとおり。

- ・道路規格が高く、被害を受けにくい幹線道路を中心とし、避難エリア毎に複数ルートを設定する。
- ・交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させない避難ルートを設定する。
- ・高速自動車国道等は、松江市内からの外側に向けての片側路線を避難ルートとする。（内側に向けた路線は緊急交通路として利用）
- ・大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内での渋滞を回避するため、松江市中心部の4橋（松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋）を極力通行しない避難ルートを設定する。

II 一時集結所の選定方針

一時集結所は、自家用車による避難が困難な住民が、バス等によって集団避難を行うために参集する場所であり、各々に支所・地区災害対策本部員（市の職員等）が配置され、避難者の受け付けや、待機・乗車誘導、安定ヨウ素剤の配布などを行う場所である。一時集結所の選定にあたって考慮する事項は以下のとおり。

【一時集結所の選定にあたって基本となる事項】

- ・公共的施設であり、一般的に住民に認知されている施設であること。
- ・施設の管理者が明確であること。
- ・施設付近まで大型バスの進入が可能であること。
- ・徒歩による参集を想定した配置であること。

【一時集結所の選定にあたって望ましい事項】

- ・屋内施設が付帯していること。
- ・集結した住民を収容する設備（トイレ等）、広さがあること。
- ・地域毎に特別な集結方法が極力生じないこと。

Ⅲ 避難経路の設定

避難経路は、避難先自治体へ広域避難を行うにあたっての目的地となるものであり、多くの駐車スペースを持ち、比較的わかりやすい大規模な施設を指定している。なお、避難経路を設定することによるその他のメリットは以下のとおり。

【避難経路設定のメリット】

- ・避難先に不慣れである避難者でも、可能な限りわかりやすい施設を目的地とすることで、避難者の混乱を軽減し、円滑な避難所収容を可能とする。
- ・避難経路にて段階的に開設した避難所へ避難者を順次誘導することにより、避難者の「たらい回し」を避ける。
- ・避難経路と避難者受け入れを実施している避難所に対応要員を重点的に投入することができ、運営面で受入自治体の負担を軽減できる。
- ・大きな駐車スペースを持つ避難経路の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先自治体内の渋滞緩和を図ることができる。
- ・避難経路は、避難者への情報提供や体調不良者のための対応など、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

Ⅳ 生徒、児童等の緊急退避所の設定について

生徒等が在学（園）時に原子力発電所で事故が発生した場合は、生徒等を保護者へ安全に引き渡すことを最終的な目標としており、原則として保護者に各学校等まで生徒等を迎えに来てもらうこととしている。

ただしPAZについては、事故の進展に応じて早めの対応を行う場合があるため、保護者へ引き渡す十分な時間が無い場合を想定した避難体制を整備する必要があるが、生徒等を市外避難先へ広域避難させることは、バス等の避難手段が早期に確保できない恐れがあることや、広域避難先で生徒を引き渡すため生徒、保護者、教員に体力的、精神的負担をかけることになる。

そこで、PAZの生徒等をできるだけ早くPAZ（5km）圏外に移動させることを優先し、保護者への引き渡しが行いやすい市内の5km圏外の大規模施設を「緊急退避所」として開設し、施設敷地緊急事態となった時点でバス等の避難手段により生徒等を緊急退避所へ搬送して避難準備を終えた保護者に迎えに来てもらい、引き渡しを行うこととした。なお、収容規模が大きいこと、防災設備が充実していること、主要避難ルートへのアクセスのし易さ等を考慮し、緊急退避所を松江市総合体育館（予備は「くにびきメッセ」）としている。

※松江市総合体育館においては、防災設備の充実や放射線防護の観点から可能な限りの対応を行うこととする。

【参考 2-5 放射線防護対策施設について】

施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる方は、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を行う必要がある。このため、被ばくのリスクを下げながら安全に屋内退避ができるよう、国の基準に基づき、入所系社会福祉施設、医療機関等について、放射線防護対策を施している。

放射線防護対策施設の主な機能

主な機能	内容
陽圧化装置	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルターにより放射性物質等を除去し、清浄な空気を建物内に給気 ・送風機により建物内の気圧を高め、外部から建物内への放射性物質流入を防止
気密性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関出入口の二重扉化、壁、窓枠等の補強

放射線防護対策工事の実施施設（令和4年1月現在）

	施設名
1	鹿島病院
2	東部島根医療福祉センター※
3	特別養護老人ホームゆうなぎ苑
4	特別養護老人ホームあとむ苑※
5	地域密着型特別養護老人ホームあさひ乃苑
6	特別養護老人ホームうぐいす苑
7	特別養護老人ホームすまいる苑
8	特別養護老人ホーム明翔苑
9	介護老人福祉施設あいかの里
10	シリウス苑
11	介護老人保健施設もちだの郷
12	介護老人保健施設悠々園
13	障害者支援施設はばたき
14	松江学園
15	指定障害者支援施設四ッ葉園
16	授産センターよつば
17	持田寮
18	特別養護老人ホーム大野の郷
19	松江赤十字病院
	計 19 施設

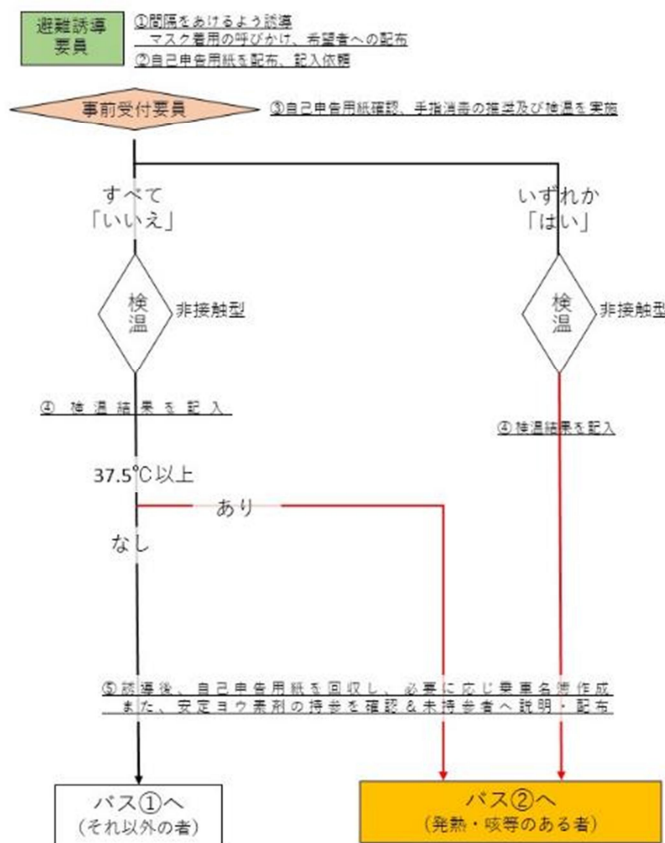
※在宅の要配慮者等の屋内退避区画を含む。

【参考 2-6 感染症対策について】

感染症の流行下において、万が一、原子力事故が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染防止によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とし、県のマニュアル²⁷に基づき以下の点に留意し関係行政機関等と連携して対応する。

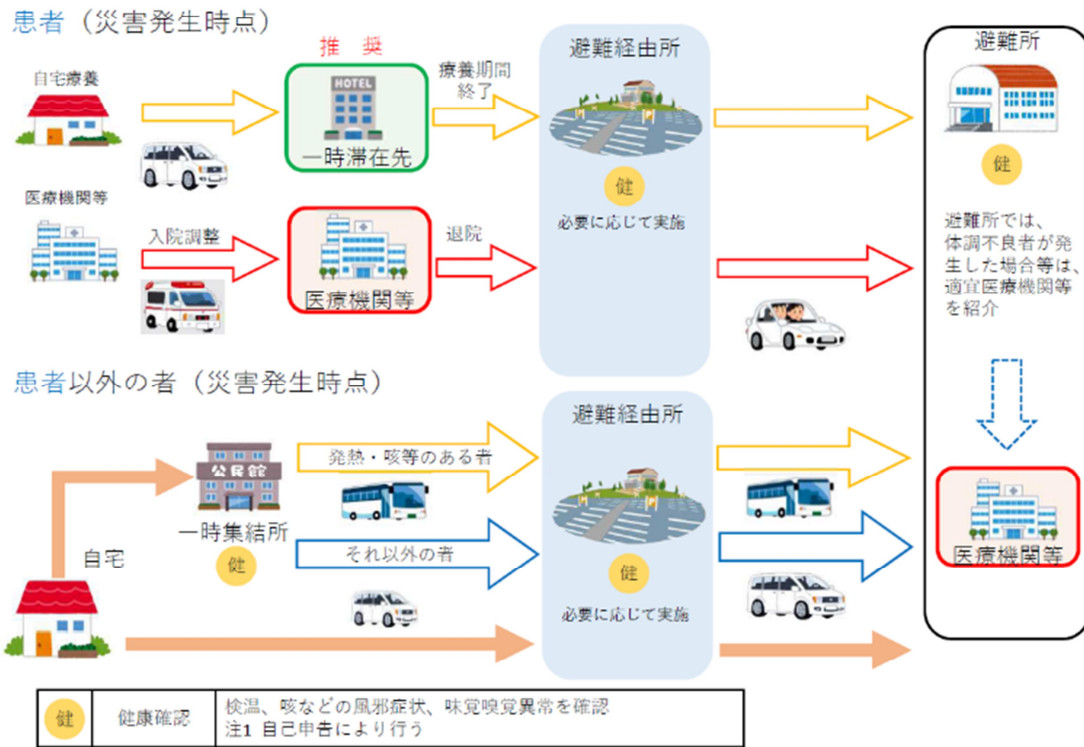
- ・ 感染症流行下において原子力事故が発生した場合、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うように留意する。
- ・ 避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うよう留意する。
- ・ 感染症が流行している状況において自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避指示が出されている間は原則換気は行わない。

【一時集結所における健康確認資料（健康確認等フロー）】

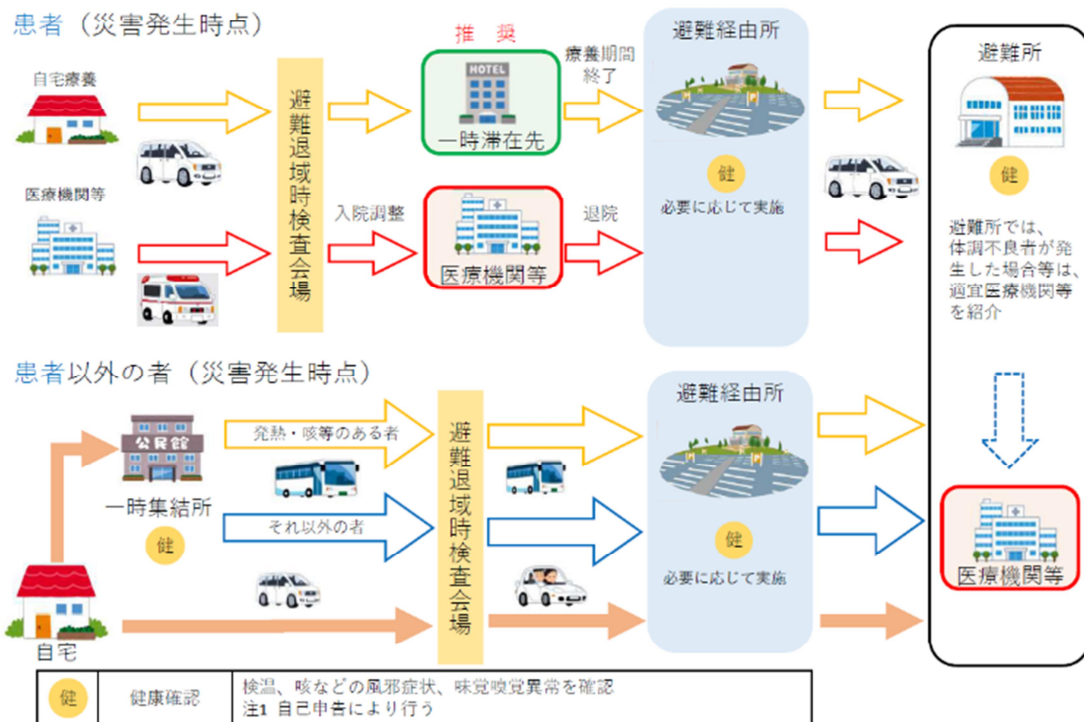


²⁷ 【県のマニュアル】「原子力災害時の新型コロナウイルス等感染症対策対応マニュアル（令和5年9月島根県修正）」（以下「感染症対策対応マニュアル」という。）に基づき、一時集結所の運営等を行う。

【原発から5km圏(PAZ)の避難】感染症流行下での避難イメージ



【原発から30km圏(UPZ)の避難】感染症流行下での避難イメージ



第5節 地区別避難先等

地区別の避難については、避難先自治体及び避難ルート、避難退域時検査場所、避難経由所を定めなど基本的な事項は島根県広域避難計画にて、地区毎のバス等による避難を行うための集合場所となる一時集結所や、避難先自治体の避難経由所までの詳細ルートは本計画にて示すこととする。本節においては、地区別避難先等一覧の概要を示す。

なお、詳細な避難ルートについては添付資料1「地区別避難先等一覧（詳細）」のとおりである。

1. P A Z地区別避難先（概要）

表 2-5 P A Z地区別避難先等一覧（概要）

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
鹿 島 (恵曇・御津)	古 浦	古浦集会所	大田市	県立大田高等学校
	恵曇・昭栄	恵曇集会所		
	手 結	手結集会所		
	片 句	片句集会所		
	御 津	御津交流館		
鹿 島 (佐太)	佐陀宮内	鹿島武道館	大田市	市立朝波小学校
	佐陀本郷・武代	鹿島文化ホール		
鹿 島 (講武)	上講武	上講武公会堂	大田市	市立大田第二中学校
	名 分	鹿島武道館		
	南講武・北講武	鹿島東小学校		
島 根	大 芦	マリゲートしまね	奥出雲町	横田公園
生 馬	上佐陀町 下佐陀町 西生馬町	生馬小学校	大田市	市立長久小学校
古 江	古志町	古江小学校	大田市	湯里地区体育館
	荘成町		大田市	温泉津総合体育館
	西谷町	古江小学校	大田市	市立旧温泉津中学校
	西長江町 東長江町 ※市道古志大野線の 北側の区域	湖北中学校		

2. UPZ地区別避難先（概要）

表 2-6 UPZ地区別避難先等一覧（概要）

公民館区	町 丁 名	一時集結所	避難先	避難経由所
島 根	野波・多古 野井	野波保育所	奥出雲町	三成公園（仁多中学校周辺）
	加賀	島根公民館	奥出雲町	横田公園
生 馬	浜佐田町 薦津町	松江海洋センター	大田市	県立邇摩高等学校 【予備】 道の駅ごいせ仁摩
	東生馬町	松江清心養護学校	大田市	市立長久小学校
古 江	古曾志町	古江小学校	大田市	温泉津総合体育館
	打出町	湖北中学校	大田市	市立旧温泉津中学校
	西長江町 東長江町 ※市道古志大野線の 南側の区域			
	西浜佐陀町	松江海洋センター		
城 西	千鳥町・堂形町	第一中学校	江津市	菰沢公園
	砂子町 内中原町 片原町・末次町 芋町・西茶町 東茶町	内中原小学校	江津市	総合市民センター
	南平台・国屋町 中原町	第一中学校	江津市	江津中央公園（多目的広場）
	外中原町	第一中学校	江津市	県立江津高校
法 吉	黒田町	松江北高等学校	浜田市	国府海水浴場
	比津町 比津が丘一丁目～ 5丁目	法吉小学校	浜田市	県立浜田高校
	法吉町・春日町 西法吉町	城北小学校	浜田市	浜田市旭公園
城 北	法吉町・淞北台 うぐいす台	城北小学校	浜田市	県立浜田水産高校 瀬戸ヶ島埋立地
	大輪町 石橋町 北堀町 奥谷町 東奥谷町	島根大学教育学部 附属義務教育学校 松江北高等学校	浜田市	島根県立大学

公民館区	町丁名	一時集結所	避難先	避難経由所
城 東	殿町・母衣町 末次本町 東本町 1丁目～5丁目 向島町・米子町 南田町	島根県民会館	浜田市	県立浜田商業高校
	北田町 学園一丁目 西川津町 学園南一丁目 学園南二丁目	母衣小学校	浜田市	三隅港（浜田港湾管理所）
朝 日	伊勢宮町 御手船場町 朝日町・大正町 新雑賀町・津田町 西津田七丁目	中央小学校	浜田市	浜田市金城総合運動公園
	西川津町 東朝日町 西津田一丁目 西津田六丁目	第三中学校		
白 潟	横浜町・幸町	県立美術館	邑南町	中野グラウンド
	袖師町・嫁島町	協同組合松江卸センター会館		
	白瀉本町 八軒屋町 和多見町 寺町・天神町 魚町・灘町	松江市民活動センター（スティックビル）	邑南町	邑南町青少年旅行村
大 野	大野町	松江総合医療専門学校	飯南町	道の駅とんぼら
	上大野町	大野小学校		道の駅赤来高原
	魚瀬町	魚瀬世代間交流会館		【予備】 A コープきじま
秋 鹿	秋鹿町	（南部）秋鹿小学校 （北部）旧中島小学校	川本町	悠邑ふるさと会館
	大垣町・岡本町	上寄公民館 秋鹿小学校	美郷町	美郷町防災公園
雑 賀	雑賀町・本郷町 竪町・新町 栄町・松尾町 西津田七丁目 西津田八丁目 上乃木一丁目 上乃木二丁目 上乃木五丁目	雑賀小学校	益田市	万葉公園

公民館区	町丁名	一時集結所	避難先	避難経由所
乃木	上乃木一丁目～五丁目 浜乃木一丁目、二丁目	松江西高等学校	益田市	益田運動公園(駐車場、自由広場)
	浜乃木三丁目～六丁目	松江農林高等学校		
	上乃木九丁目 浜乃木七丁目、八丁目	松江商業高等学校		
	乃木福富町 田和山町	松江農林高等学校	津和野町	道の駅シルクウェイにちはら
	西嫁島一丁目～三丁目		津和野町	道の駅なごみの里
	乃白町	松江農林高等学校	吉賀町	六日市中学校
朝酌	西尾町	市立皆美が丘女子 高等学校	岡山県 玉野市	深山公園 【予備】 玉野市民総合運動公園
	西尾町・朝酌町 福富町	朝酌小学校		
	大井町	大井公民館		
	大海崎町	大海崎公会堂		
本庄	上本庄町	本庄公民館	岡山県 早島町	コンベックス岡山
	上宇部尾町	上宇部尾公会堂	岡山県 倉敷市	水島緑地福田公園
	新庄町・本庄町 邑生町・枕木町 野原町	本庄小学校		
	長海町・手角町	美保関体育館		
西持田町 東持田町・北陵町	持田小学校			
美保関	川原町・坂本町 福原町・上本庄町	福原会館	美保関体育館 (コミュニティバス等により巡回)	
	笠浦・千酌 北浦・菅浦 片江・下宇部尾	美保関東保育所 (コミュニティバス等により巡回)		
川津	西川津町※ ※近隣の一時的集結所へ	国立大学法人島根 大学 松江東高等学校 第二中学校	岡山県 岡山市	岡山市消防教育訓練センター 岡山市サウスヴィレッジ 【予備】 岡南飛行場 岡山県総合グラウンド
	菅田町 学園二丁目	国立大学法人島根 大学	岡山県 岡山市	御津スポーツパーク

公民館区	町丁名	一時集結所	避難先	避難経由所
	下東川津町 上東川津町	松江東高等学校 第二中学校	岡山県 岡山市	岡山桃太郎空港 【予備】 御津スポーツパーク
大庭	矢田町 古志原五丁目～七丁目 山代町	湖東中学校	岡山県 岡山市	瀬戸町総合運動公園
	大草町	八雲立つ風土記の丘	岡山県 岡山市	正儀シーサイドスポーツ広場
	佐草町	大庭小学校		
	大庭町 平成町		岡山県 岡山市	古都南方スポーツ広場
八束	波入・入江 二子・寺津 亀尻・馬渡 遅江	義務教育学校八束 学園	岡山県 総社市	総社市スポーツセンター 【予備】 岡山県立大学
	江島	八束テニスコート		
竹矢	八幡町・富士見町 馬淵町	竹矢小学校	岡山県 笠岡市	笠岡総合スポーツ公園
	矢田町	矢田体育館	岡山県 浅口市	浅口市天草公園 【予備】 浅口市金光スポーツ公園 浅口市三ツ山スポーツ公園
	竹矢町	竹矢公民館	岡山県 矢掛町	矢掛町B & G海洋センター 【予備】 県立矢掛高等学校 矢掛中学校
	青葉台	矢田体育館	岡山県 里庄町	つばきの丘運動公園
東出雲 (出雲郷)	春日・今宮 内馬・須田 意宇南一丁目～六丁目 意宇東一丁目～三丁目	出雲郷小学校	岡山県 新見市	県立新見高等学校
	出雲郷・錦浜	出雲郷小学校	岡山県 新見市	新見南中学校
	錦新町一丁目～四丁目	出雲郷小学校	岡山県 新見市	新見第一中学校
	錦新町五丁目～八丁目	出雲郷小学校	岡山県 新見市	新見公立大学
東出雲 (揖屋)	揖屋 (藤谷、花水木、 星風地区を除く)	東出雲中学校	岡山県 高梁市	ききょう緑地グラウンド 【予備】 有漢総合グラウンド
東出雲 (意東)	下意東 揖屋の一部 (藤谷、花水木、	意東小学校	岡山県 井原市	井原運動公園・井原市民体育館 【予備】

公民館区	町丁名	一時集結所	避難先	避難経由所
	星風地区)			芳井体育館 星の郷ふれあいセンター
東出雲 (上意東)	上意東	東出雲町介護予防 拠点施設(東出雲 おちらと村)	岡山県 吉備中央町	かもがわ総合スポーツ公園
古志原	古志原一丁目~四丁目	松江工業高等学校	広島県 尾道市	東尾道市民スポーツ広場
	古志原七丁目	松江工業高等学校	広島県 尾道市	河内市民スポーツ広場
	古志原五丁目、六丁目 上乃木五丁目~七丁目	松江工業高等学校	広島県 尾道市	向島運動公園
	八雲台一丁目、二丁目 一ノ谷町	松江南高等学校	広島県 尾道市	因島アメニティ公園
	上乃木八丁目~十丁目	松江南高等学校	広島県 尾道市	因島運動公園
津田	東津田町	津田小学校 県立東部総合福祉 センター(いきいき プラザ島根)	広島県 福山市	箕沖球場 【予備】 機織北公園 機織南公園
	西津田二丁目~六丁目	総合文化センター (プラバホール) 津田小学校 県立東部総合福祉 センター(いきいき プラザ島根)		竹ヶ端運動公園 【予備】 機織北公園 機織南公園
	西津田九丁目、十丁目 古志原二丁目	総合文化センター (プラバホール) 津田小学校 県立東部総合福祉 センター(いきいき プラザ島根)		手城東公園サッカー場 【予備】 機織北公園 機織南公園
宍道	宍道・昭和 伊志見・昭和新田	宍道小学校	広島県 福山市	広島県立ふくやま産業交流館駐 車場
	白石・佐々布	宍道小学校 坂口公民館 宍道総合公園(自家 用車参集用)		
	上来待・東来待 西来待	宍道健康センター 宍道総合公園(自家 用車参集用)		
忌部	東忌部町 西忌部町	千本公会所 忌部小学校	広島県 神石高原町	帝釈峡スコラ高原(神石コスモド ーム駐車場)
八雲	日吉	八雲小学校	広島県 庄原市	国営備北丘陵公園 第5駐車場
	平原	松江市八雲平原地 区多目的研修施設		【予備】 庄原市比和総合運動公園

公民館区	町丁名	一時集結所	避難先	避難経由所
	熊野	八雲小学校 旧松江市八雲郷土 文化保存伝習施設		
	西岩坂	八雲小学校 秋桑すこやか会館		
	東岩坂	八雲小学校 別所ほほえみ会館		
玉湯	湯町・林	義務教育学校 玉湯学園	広島県 府中市	府中市中須グラウンド 【予備】 府中市立総合体育館
	布志名	義務教育学校 玉湯学園	広島県 府中市	府中市古府の森スポーツグラウンド
	大谷	旧大谷小学校		
	玉造	玉作会館	広島県 府中市	府中市吉野多目的広場(吉野集会所) 府中市階見多目的広場(階見集会所)

第6節 避難所への入所及び避難生活の確立

広域避難の指示は地区毎に発出されるが、本計画においては、最終的に市内全域の住民が他の自治体へ広域避難を行うことを前提としており、避難先自治体の協力を得て、全市民を収容可能な避難所数をあらかじめ確保するとともに、広域避難実施の初期段階においては、避難所の開設や管理、避難者の誘導など、避難者の受け入れ業務を避難先自治体に対応してもらうこととしている。本市は、広域避難開始から避難者の送り出しに全力をあげるとともに、順次避難先自治体に職員を派遣し避難所の運営業務等について引き継ぎを受けることとなるため、県や避難先自治体との連携を密にすることが重要であり、受け入れの手順や運営の方法等については共通認識を持つ必要がある。本節においては、避難所入所段階から避難所生活の安定期までの基本的な事項を示す。

1. 避難所（広域福祉避難所を含む）到着段階

避難者は、原子力発電所で事故が発生してからの避難準備、広域避難により体力面、精神面において消耗していると考えられるため、避難所へ円滑に入所してもらうことを最優先する。

（1）避難所（広域福祉避難所を含む）での入所受付

避難所到着後、避難者は受付時に、当該避難所の入所者数把握のため氏名、人数等を「避難者名簿」に記入し、避難所担当職員の誘導に従い避難スペースの割り当ての指示を受け、生活スペースを確保する。この際、避難所担当職員は避難者の体調を確認し、体調不良を訴える避難者がいた場合は、救護スペースへの誘導、病院の案内（必要があれば救急要請）を行う。

なお、避難者名簿は食料等の必要物資の把握や避難者の安否確認のための情報となるが、安否情報の公開にあたり支障がある場合は、避難所担当職員に伝えておく。

（2）被災地住民登録票の作成

避難者が落ち着いた後、避難所担当職員が巡回し、将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」を世帯人数分配布するので、避難者毎に必要な事項を記載し各自又は世帯の代表者が保管する。（必要に応じて担当職員が確認する）

（3）必要な物資、支援等の要望

① 必要な物資等の要望

避難者は、避難者登録等を実施する際や避難所生活において、必要な物資や支援等の要望を避難所担当職員に伝える。

② 要配慮者への支援

要配慮者のケアについては、在宅要配慮者については家族若しくは支援者が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となっていくこととしている。ケア要員（交代要員も含む。）や必要な資機材・物資（ベット、医薬品）の不足が想定されることから、県及び市は国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域から医療、福祉関係者、ボランティア等の応援要員や、資機材・物資の支援を迅速に確保・供給する体制を整える。

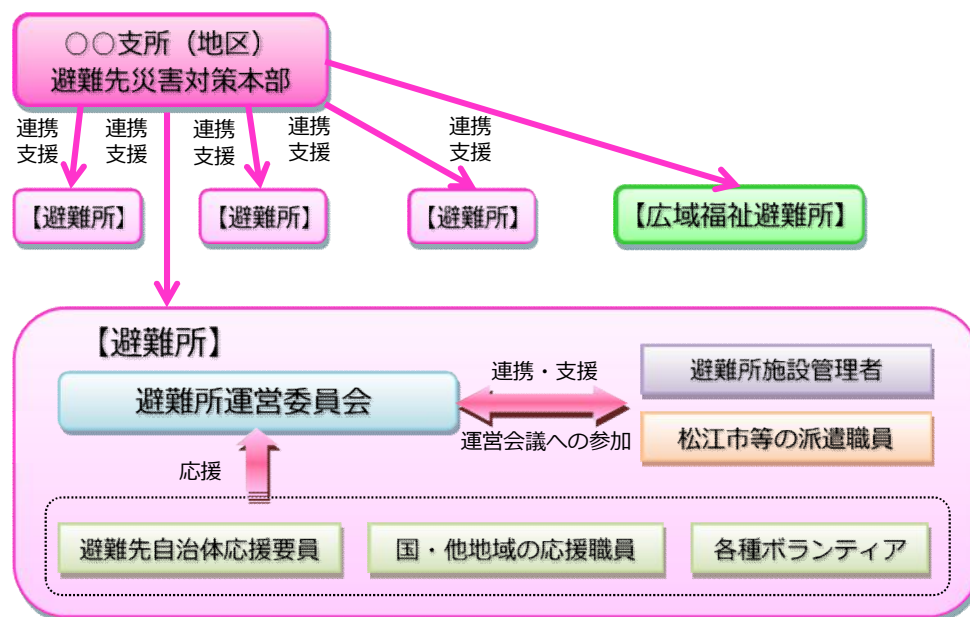
(避難生活に必要な物資について)

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、毛布等の生活に必要な物資は、避難初期段階においては避難先自治体が確保する物資を配布するが、本市や県が所有する備蓄品も活用するとともに、できるだけ早期に国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食料や毛布等の物資が迅速且つ円滑に供給される体制を整えることとしている。

2. 避難生活の確立段階

避難所は、避難者に安心と安全を提供するとともに、避難者自らが互いに励まし合い、助け合いながら生活再建を始めるための拠点として機能することを目指すものである。避難所生活の初期段階においては、避難者の安心、安全確保を優先に、主に避難先自治体職員によって避難者支援を行うこととしているが、可能な限り避難者のニーズに応じ、避難所の生活環境をより向上させるため、支所・地区災害対策本部の〇〇支所（地区）避難先災害対策本部を早期に立ち上げるとともに、避難所毎に避難所運営委員会を設置し、避難者の自立的な避難所運営を可能とすることが必要となる。

図 2-5 避難所運営体制のイメージ



(1) 避難所開設初期に必要な事項

① 避難者の要望把握

避難所担当職員は避難者のニーズの聞き取りを継続し、物資等の不足があれば避難先自治体の対策本部に調達を依頼する。

② 避難所受け入れ時のルール設定

避難者が入所した段階は、細かい運営の方法等を避難者が自主的に定めることが難しく、非常に混乱することが想定される時期でもあるため、避難者の安心、安全の確保のために最低限必要な事項をルール化して定めておくことが必要である。

なお、避難者へ食料、飲料水を配給する時刻や配給場所、手順等についてはあらかじめ定め、避難者に通知しておく。

また、初期段階において十分な量を配給できない場合は、準備状況等も順次避難者に情報提供を行う。

【避難所開設初期に必要なと考えられるルール（例）】

- 物資支給のルール
- 急病者発生時の連絡先、手順等
- 男女のプライバシーの確保に関する事項
(女性のみが利用できる部屋又は区画を設定するなど)
- 防犯に関する事項(犯罪発生時の緊急連絡先、相談窓口、巡回等)
- 防火に関する事項(火気の管理、喫煙所の限定等)
- ペット(家庭動物を指し、補助犬を除く)に関する事。 (居住区域、立入制限に関する事など)
- 施設管理者からの要請に基づく避難所施設の利用に関する事項

※これで十分と言うことではなく早期に拡充が必要

③ 避難所の自治会等の単位での整理

避難所入所初期段階は、避難先自治体職員の労力を集中的に投入して円滑な避難者受け入れを可能とするため、避難の目的地となる避難経由所に到着された方から段階的に開設する避難所へ誘導することとしており、必ずしも自治会単位等にはなっていない。避難所の運営を円滑にするためにも、避難者同士が日常からつながりのある自治会単位毎となっていることが望ましいので、避難が落ち着いた後できる限り速やかに、避難先自治体と避難先災害対策本部等の協力のもと、可能な範囲で住民を自治会単位等でまとめていくこととする。

(2) 避難所運営委員会の早期立ち上げ

① 避難所運営委員会の設立

避難者のニーズに応じ、避難所の生活環境をより向上させるため、できる限り速やかに避難者の自立的な避難所運営を可能とするため、避難所毎に避難所運営委員会を設立する。(図2-6「避難所運営委員会の構成(例)」参照)

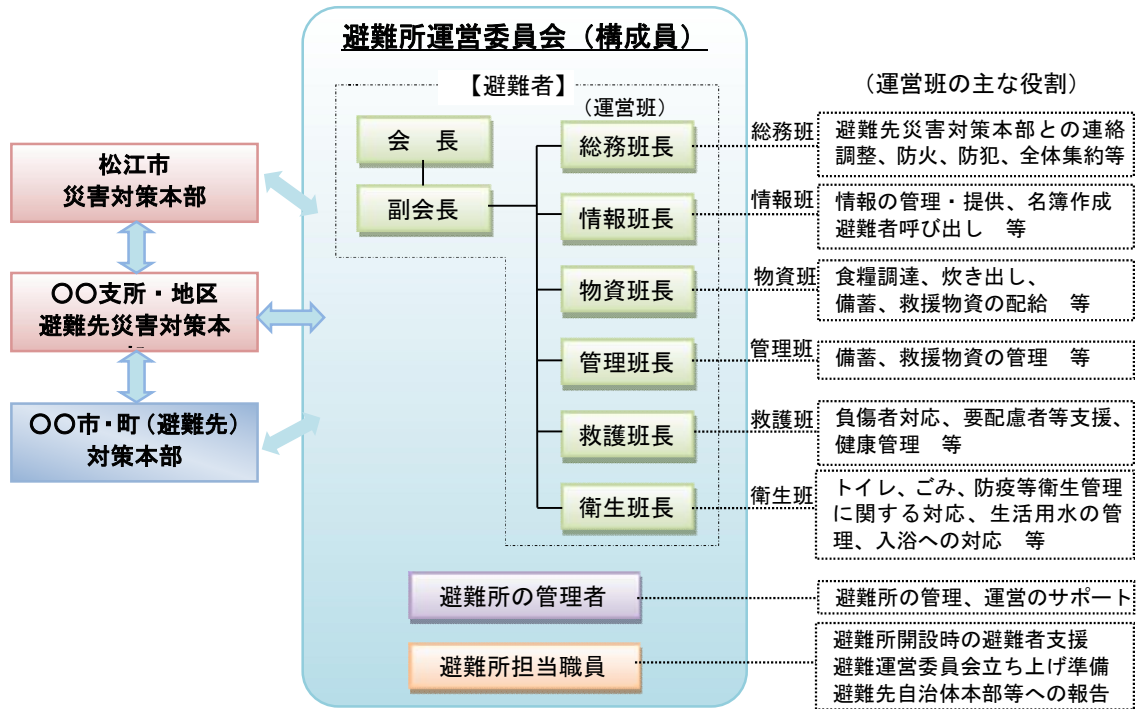
② 避難所運営委員会の業務

避難所運営委員会の構成や業務内容は「指定一般避難所運営マニュアル(令和7年5月改正)」に従うこととする。避難所運営委員会は避難先自治体毎に設置される避難先災害対策本部と連携をとり、避難者の生活支援、避難所の生活環境の改善等、避難所運営に関する事項を執り行う。

避難所運営委員会には避難所運営委員会の業務を執行するため、各運営班を設置する。

また、特定の方や男女間で業務負担が偏らないよう、交代で当番等の業務を行うなど避難者全員が避難所の運営にできる限りの協力を行うこととする。

図 2-6 避難所運営委員会の構成 (例)



【参考 2-7 広域避難を行う期間の想定】

広域避難を行う期間は、原子力発電所の事故の状況や、放射性物質による市域の汚染状況により継続されるものであり、原子力災害まで進展せず数日程度の短期間で終わるものから福島第一原子力発電所の原子力災害のように長期間のものが想定される。避難指示が行われる段階では広域避難を行う期間は不明であることから、広域避難の実施にあたっては、長期間の避難継続を前提とした避難所運営に関する備えを整えておくこととする。

【参考 2-8 避難所の自主運営の必要性】

(避難所生活の流れ)

広域避難を実施して避難所に入所した初期段階においては、第一に避難者の安全を確保することが必要であるため、行政が主体となり食糧の配布や、毛布等の物資を可能な限り早期に避難者に行き渡るよう調達するとともに、最低限の避難所生活に係るルールを設定することが求められる。しかし、避難所における生活は、他人との不慣れな共同生活を伴うことに加え、適切な施設管理を行わないことによる衛生状況の悪化や、慣れない生活での疲労やストレスが重なり健康を害することが多くなると言われており、長期間の避難所生活を想定すると、避難者のニーズに応じて生活環境を整え、向上させていくことが必要となるため、避難所運営を円滑に進めるための体制を早期に整えることも併せて必要となる。

このような問題を解決するためにも、自助、共助の精神のもと、避難者同士の公平性を保ち苦勞を分かち合いながら、避難者が自主的に避難所の運営や生活環境の向上のための活動を行うことの重要性が、過去の大規模災害から明らかになっており、市としても避難所の運営については、適切な行政の支援のもと、自主運営を原則とすることとしている。

第3章

■ 広域避難に係る体制

第3章 広域避難に係る体制

第1節 市の広域避難に係る体制

1. 緊急事態区分等に基づく市の体制

原子力発電所で事故が発生した際の市の体制は、緊急事態区分や運用上の介入レベル（OIL）等に従い国から指示が為される避難等の防護措置に対し、PAZとUPZの地区毎に対応が可能なよう、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき段階的に体制を強化することとしている。

（1）原子力事故対策会議（設置場所：市役所本庁、鹿島・島根支所、生馬・古江公民館）

原子力発電所で事故や異常が発生した場合には、安全協定や関係法令に基づき本市に対して原子力発電所の事故等の情報に関する通報連絡がなされるため、本庁に原子力事故対策会議を設置し、それら情報を住民や関係機関に対し迅速かつ的確に広報・情報提供を行う。

島根2号機の事故や異常による警戒事態が発生した場合、早期の避難措置が必要となるPAZを含む地区（鹿島・島根・生馬・古江）についても同様に原子力事故対策会議を設置（生馬、古江地区へは設置要請）し、避難準備に時間を要する要配慮者への避難準備情報の発出や、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部からの要請に基づき、一時集結所の開設及び安定ヨウ素剤の配布準備を行う。

なお、複合災害が発生した場合には、自然災害の状況により地域防災計画（震災対策編）等に基づく体制を設置し、管内の被害状況の把握も行う。

また、島根1号機の事故や異常による警戒事態が発生した場合、本庁及び鹿島・島根支所に原子力事故対策会議を設置するとともに、生馬・古江地区（UPZ）には情報提供を行い事故等が進展した際に速やかに災害対策本部を設置できるよう連絡体制を確立する。

原子力事故対策会議は、以下のいずれかに該当する場合等であって、防災部長が必要と判断したときに設置する。

【原子力事故対策会議の設置基準】

- ①県が管理するモニタリングポスト（固定局）で線量率異常（ $0.22 \mu\text{Gy/h}$ 以上）が確認された場合
- ②発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があった場合
- ③「情報収集事態²⁸」又は「警戒事態」が発生した場合
- ④県対策会議が設置された場合

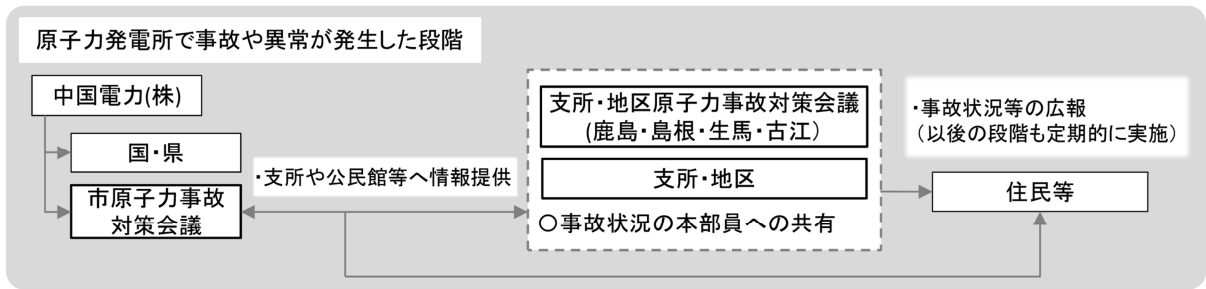
※PAZ外の公民館、支所は、その後の進展による支所・地区災害対策本部の設置に備え、市からの情報を各本部員に対して共有する。

※県は、本市と同様の設置基準により県対策会議を設置する。

※国は情報収集事態が発生した場合に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同（現地）情報連絡室を設置する。

※国は警戒事態が発生した場合に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同（現地）警戒本部を設置する。

²⁸ 情報収集事態とは、松江市（松江市の震度が発表されない場合はその周辺市）で震度5弱又は震度5強が発生した場合、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。



(2) 災害対策本部（設置場所：市役所本庁、支所、公民館）

原子力発電所で大きな事故が発生した場合（施設敷地緊急事態又は全面緊急事態）、または警戒事態の段階で施設敷地緊急事態に至ることが見込まれる場合は、その後の事故の進展によって避難指示が発出された場合に迅速な対応が行えるよう、市災害対策本部を設置する。

島根2号機の事故による施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合は、全ての支所・地区災害対策本部を設置（地区へは設置要請）する。

島根1号機の事故による施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合は鹿島・島根支所、生馬・古江地区（生馬・古江地区へは設置要請）のみ災害対策本部を設置し、島根2号機の事故におけるUPZと同様の対応を行う。

市災害対策本部では、国及び県と連携し、住民広報や該当地区に開設する一時集結所の調整や、各地区に配備する避難車両の調整などを行う。

支所・地区災害対策本部では、自らの本部の要員を参集し、発電所の事故状況を共有するとともに、住民に対する広報や、一時集結所の開設、安定ヨウ素剤の地区住民への配布を行う（PAZについては警戒事態段階から安定ヨウ素剤配布準備を実施）。

なお、複合災害発生時には管内の被害状況の把握を行う。

PAZを含む地区は、施設敷地緊急事態の段階で施設敷地緊急事態要避難者⁷の避難指示、全面緊急事態の段階で住民への避難指示と安定ヨウ素剤の服用指示が発出されることとなるため、初期の避難対応は支所・地区災害対策本部にて行うが、早期に次項に定める現地災害対策本部へ体制を移行することを基本とする。

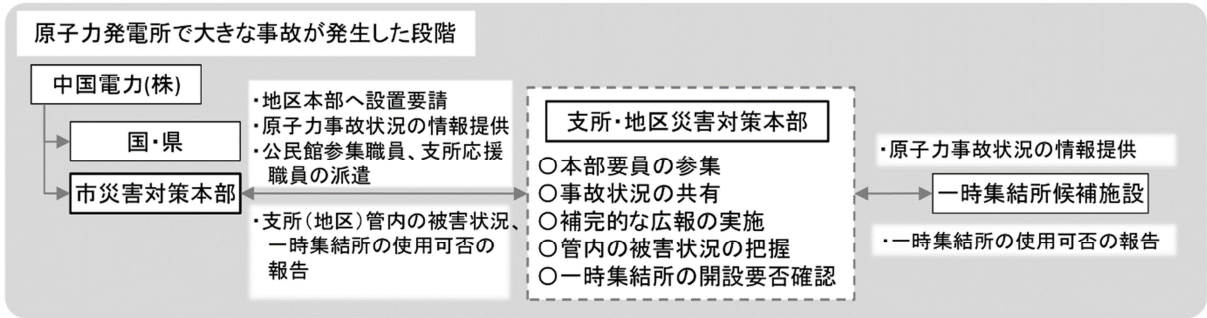
本市の災害対策本部は、以下のいずれかに該当する場合、市長が設置する。

【災害対策本部の設置基準】

- ① 「施設敷地緊急事態」又は「全面緊急事態」発生の通報が原子力発電所の原子力防災管理者からあったとき。
- ② 県が管理するモニタリングポスト（固定局）において施設敷地緊急事態発生通報基準以上の数値(5 μ Sv/h)が検出されたとき。
- ③ そのほか、原子力発電所において発生した事故の状況から市災害対策本部の設置を要すると市長が判断したとき。

※県は、本市と概ね同様の設置基準により県災害対策本部を設置することとしている。

※国は、「施設敷地緊急事態」が発生した場合、官邸若しくはERCに「原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部」、オフサイトセンターに「原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部」、「現地事故対策連絡会議」、「緊急時モニタリングセンター」を設置する。また、「全面緊急事態」が発生した場合、官邸に「原子力災害対策本部」、オフサイトセンターには、「原子力災害現地対策本部」や国、県、市などが相互の連絡・調整を行う「原子力災害合同対策協議会」を設置する。（市からあらかじめ定めた職員を派遣する）



(3) 現地災害対策本部（設置場所：広域避難を実施する全支所、全公民館）

現地災害対策本部は、特定の地区に住民避難が必要となった段階において、要員の拡充等による体制の充実を図るために設置する。

また、避難実施状況等を踏まえ市職員は地区の災害対策本部の運営を引き継ぎ、市職員以外の支所・地区災害対策本部要員（以下「地区要員」という。）は順次避難を行う。

この段階においては、避難対象地区においては自家用車による避難が円滑に行われるよう、避難先や避難経路に関する広報と交通規制を実施するほか、バスなどの避難車両による避難が円滑に行われるよう、一時集結所の運営、避難者の避難誘導・受付や避難車両の調達を行うこと、避難対象地区以外の地区においては広域避難に備えた屋内退避と避難準備を行う。

現地災害対策本部は、避難行動要支援者エラー！参照するデータが見つかりません。の一時集結所への避難誘導や、一時集結所における受付及び避難車両への乗車誘導を実施するとともに、市が実施する避難指示や安定ヨウ素剤服用指示等に関する住民広報の補完的役割を担う。

市職員が本部運営を引き継いだ後、支所・地区災害対策本部の地区要員は、順次避難先に避難し、避難先において避難先災害対策本部の立ち上げ準備を行う。

また、住民避難が落ち着いた後には、支所・地区の現地災害対策本部機能を市災害対策本部へ統合することを検討する。

本市の現地災害対策本部は、以下のいずれかに該当する場合、または市災害対策本部長が必要と判断したときに、特定の支所・地区災害対策本部に設置する。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ① P A Zにおいては、支所・地区災害対策本部を設置後、できるだけ早期に現地災害対策本部へ移行する。
- ② U P Zにおいては、緊急時モニタリングの結果 O I Lに基づく防護措置の実施が必要になった場合、又は「全面緊急事態」等が継続し P A Zの避難が概ね完了した場合などにおいて U P Zの予防的避難を行う場合

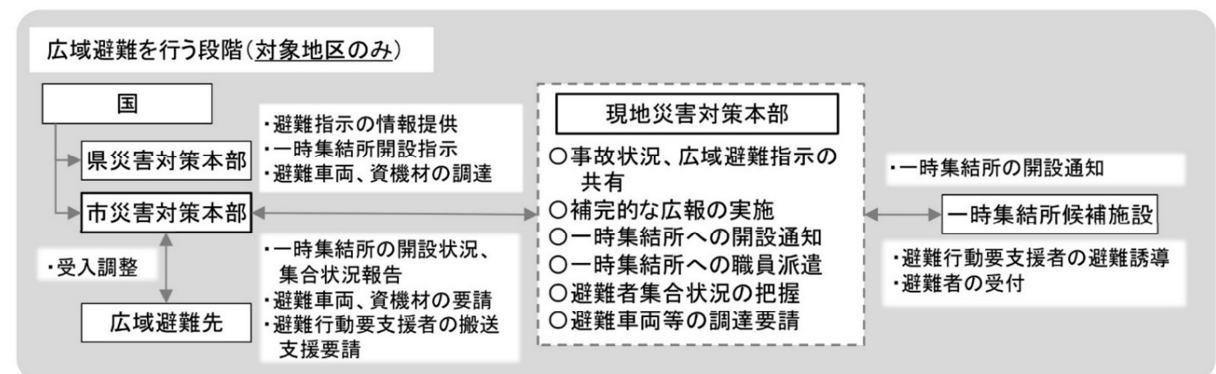


表 3-1 緊急事態区分等に応じた市の原子力災害体制

緊急事態区分 (設置基準)	市役所本庁舎	支所・地区 (公民館)	
		PAZ 1号機は定めない 2号機は概ね5kmの範囲 (鹿島・島根・生馬・古江)	UPZ 1号機は概ね5kmの範囲 2号機はPAZを除く全地区
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">事故発生</div> 警戒事態 を判断するEAL	原子力事故 対策会議	支所・地区 原子力事故対策会議	
施設敷地 緊急事態 を判断するEAL	災害対策本部	支所・地区災害対策本部 (施設敷地緊急事態要避難者 避難のためできるだけ早期 に現地災害対策本部へ移行)	支所・地区 災害対策本部
全面緊急事態を 判断するEAL		現地災害対策本部	支所・地区 災害対策本部 (屋内退避の実施)
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">原子力災害 の発生</div> 防護措置の実施を 判断する基準 (OIL)		(PAZ内住民の避難)	避難指示対象地区は 現地災害対策本部に移行 (避難指示地区は避難)

2. 体制ごとの組織と業務

原子力発電所で事故が発生した際の市の体制は、事故の進展及び原子力災害の状況を踏まえ拡充を行うこととしており、原子力事故対策会議、災害対策本部、現地災害対策本部の基本的な組織と業務について以下のように定める。

なお、事故の状況や原子力災害の状況を踏まえ組織の規模等を変更するなど、柔軟な対応を行うことが必要である。

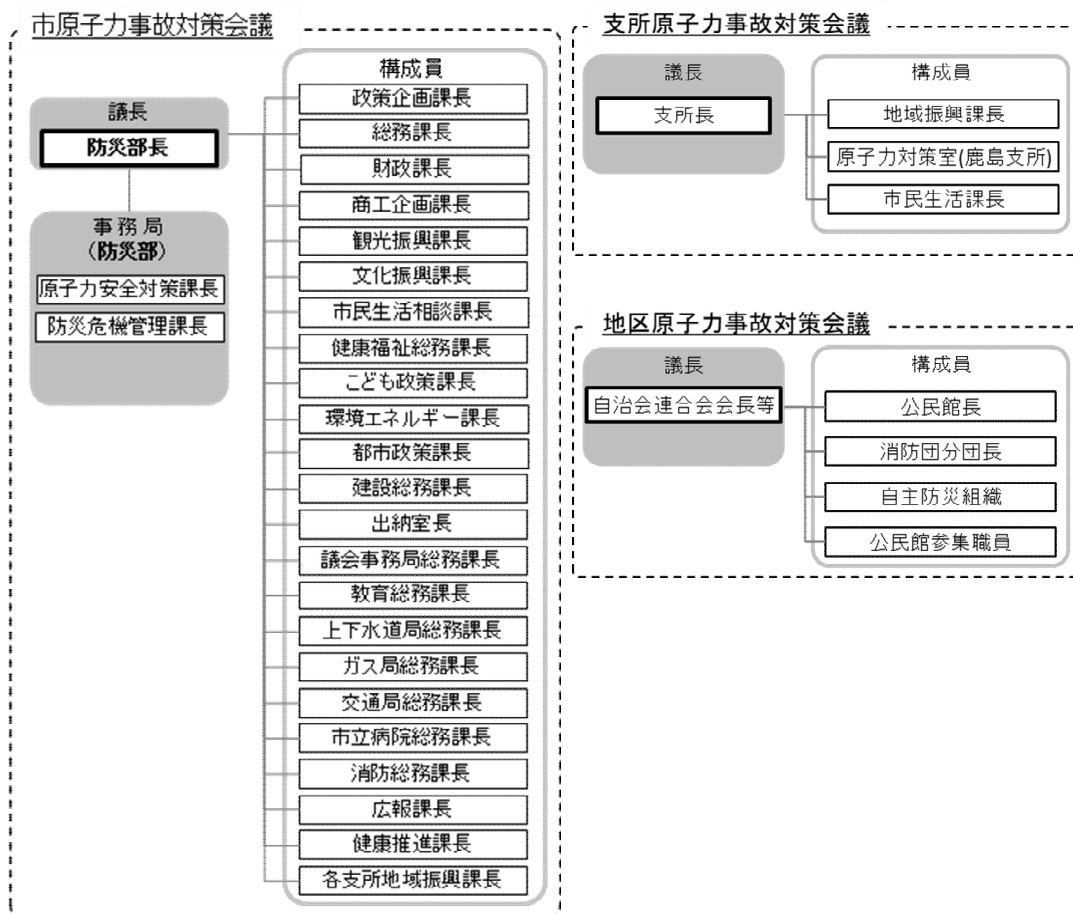
(1) 原子力事故対策会議の組織と業務

市原子力事故対策会議は、防災部長以下、各関係課で構成する。支所原子力事故対策会議（鹿島・島根支所）は支所長以下、支所各課で構成し、地区原子力事故対策会議（生馬・古江地区）は自治会連合会会長以下、関係機関で構成する。

市原子力事故対策会議は、原子力発電所の事故状況に係る情報を収集し、住民や関係機関への情報伝達を行うとともに、事故の進展に備えて災害対策本部の設置準備を行う。

市原子力事故対策会議は支所・地区原子力事故対策会議と連携し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備や、一時集結所の開設及び安定ヨウ素剤の配布準備を行う。

図 3-1 市原子力事故対策会議の組織、支所・地区原子力事故対策会議の標準的な組織



(2) 市災害対策本部の組織と業務

市災害対策本部の事務局は、防災部及び消防本部で構成する。(市本部の組織機構は「図 3-2 市災害対策本部の組織機構」のとおり。)

原子力災害時には、原子力発電所の事故状況に係る情報を収集するとともに、国の原子力災害対策本部や原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）において決定される防護対策を、的確かつ迅速に実施することが重要であり、市災害対策本部事務局が、国、県、事業者、支所・地区災害対策本部との連絡・調整を統括し、災害対策本部会議において決定した方針に基づき、地域防災計画に定める所定の部局が対応する。

なお、特に広域避難については、支所・地区災害対策本部との連携が重要となる。

災害対策本部の主な業務については以下のとおりである。

※各部局の担当業務については、地域防災計画（原子力災害対策編）「表 4-3-2 災害対策本部の事務分掌」を参照すること。

① 本部の運営【事務局】

- ・事務局において、市災害対策本部会議の運営、関係機関（避難先自治体を含む）との連絡・調整等を行う。
- ・事務局は、原子力発電所の事故状況の情報や、国の原子力災害対策本部等における防護対策の決定等を踏まえて市災害対策本部会議を運営し、会議決定事項の周知・指示や関係機関との連絡・調整について、各部局・各班への指示を行う。また、広域避難の実施にあたっては、県が行う避難先自治体との受入了解後の詳細な調整についても事務局において行う。
- ・事務局には、原則、原子力防災及び原子力施設の専門知識を持つ職員を配置する。

② 報道への対応【政策班、渉外班】

- ・政策班において、緊急時広報の総括を行い、渉外班において、報道機関への情報提供や問い合わせへの対応を行う。
- ・渉外班は、原子力災害時の報道機関に対する情報提供は、国の現地対策本部で一元的に行われることを踏まえ、国・県から要請のあった広報内容と、市災害対策本部における決定事項について、事務局、政策班と調整のうえ、報道提供資料を作成し、定期的な報道発表の実施を行う。なお、報道窓口については、市災害対策本部設置場所とは別のスペースに設置する。

③ 災害情報の収集整理【事務局】

- ・事務局において、災害情報の収集を行い、各部局・各班と連携し、住民や職員への情報伝達を実施する。
- ・事務局は、政策班と連携し市内の被害状況の収集・整理を行うとともに、渉外班・市民班と調整のうえ、広報文を作成し、各種情報通信手段（防災メール、ホームページ等）による情報伝達、庁内放送による職員への周知を行う。

④ 情報の記録【事務局、総務班】

- ・事務局、総務班は、対応に関する時系列の作成や、災害対策本部会議資料、各班が作成した資料の整理等、災害対応に関する全ての情報を記録する。

⑤ 住民への広報、問い合わせへの対応【市民班】

- ・市民班において、住民や自治会等への情報伝達を行う、また、住民の相談窓口を設置する。
- ・市民班は、事務局、渉外班と調整のうえ、広報文を作成し、ファックス等による自治会への情報伝達、広報車等による住民への情報伝達を行う。また、必要に応じて事務局と連携し、支所・地区災害対策本部に補完的な広報の実施を要請する。
- ・住民からの相談を受けるため、国・県と調整し、住民相談窓口の設置・運営を行う。住民から被害情報の通報があった場合は受付し、事務局に報告する。

⑥ 一時集結所等の設置・運営【事務局、人事班、税務班、医療班】

- ・事務局は、一時集結所、緊急退避所予定施設の使用可否（被害状況等）の確認を災害対策本部各部・各班及び支所・地区災害対策本部に指示し、広域避難の実施に備えるとともに、開設可能な一時集結所を選考及び支所・地区災害対策本部に一時集結所の開設を指示する。
- ・医療班は、事務局、人事班と連携し、安定ヨウ素剤の緊急時配布のための体制整備や安定ヨウ素剤の配送を行い、安定ヨウ素剤の緊急時配布の支援を行う。
- ・税務班は、事務局、人事班と連携し、支所・地区災害対策本部の指揮の下、一時集結所の開設・運営を行う。
- ・一時集結所開設後は、支所・地区災害対策本部から避難者の集結状況を把握するとともに必要となる避難車両や物資を集約し、事務局へ対応を依頼する。

⑦ 災害対応職員の動員【人事班】

- ・人事班は、各本部が必要とする要員や、各部・各班が実施する対策に必要な要員の確保・配置、災害対応職員の健康管理、災害対応職員の給食・給水手段の確保を行う。
- ・広域避難の実施にあたっては、特に支所・地区災害対策本部について、要員が不足することが無いよう、事務局、支所・地区災害対策本部と連携して職員を派遣する。なお、各支所・地区災害対策本部の体制拡充・縮小の必要性を考慮し、他の支所・地区災害対策本部への二次的な派遣を行うなど、効率的な職員派遣に努める。

⑧ 支所・地区災害対策本部との調整【事務局】

- ・事務局は、市災害対策本部決定事項等の支所・地区災害対策本部への伝達・指示、支所・地区管内の被害状況の把握など、支所・地区災害対策本部との調整を行う。

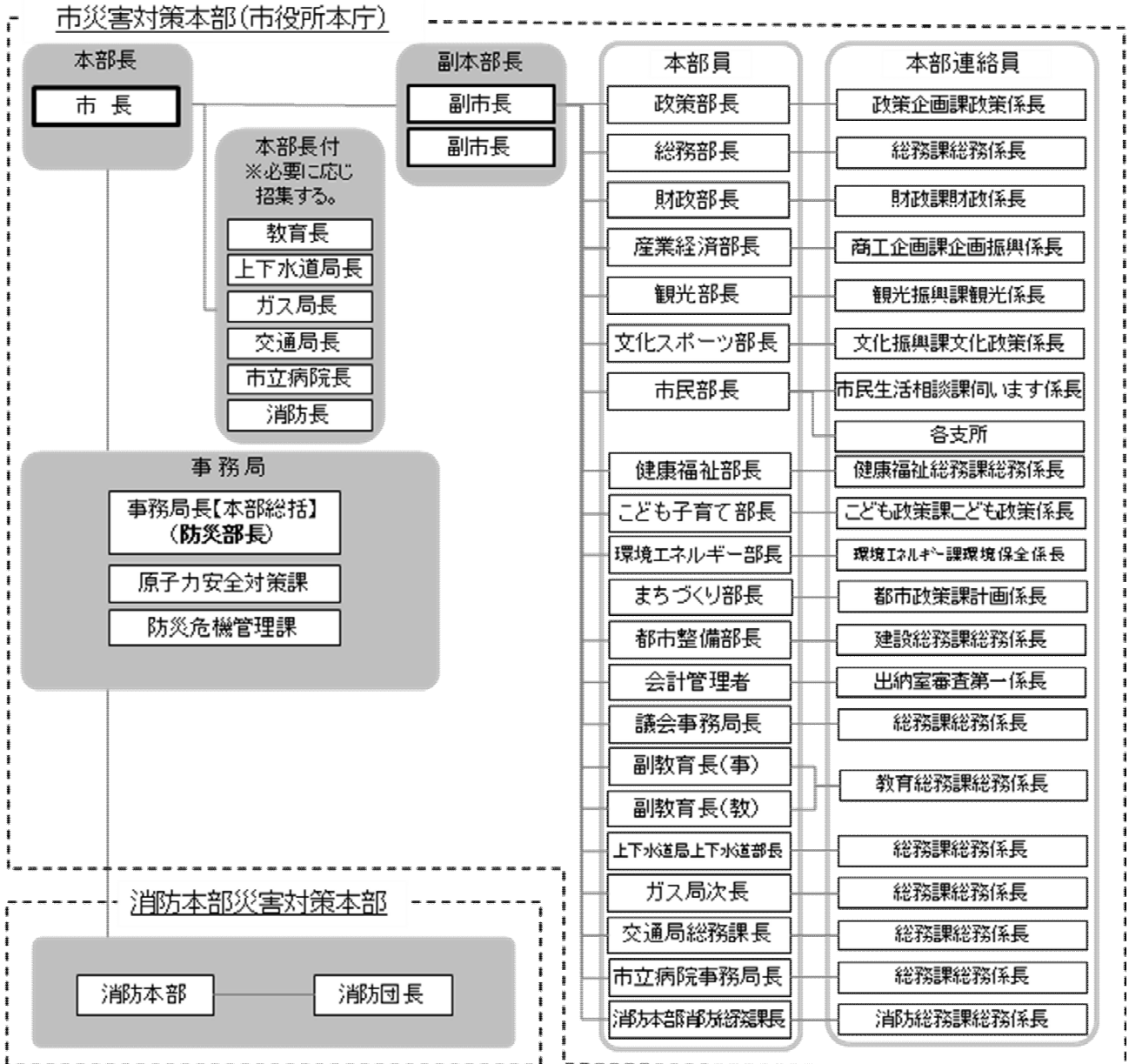
⑨ 資機材の調達【事務局、管財班、税務班】

- ・避難車両や各種資機材の確保、輸送のため、資機材班を設置する。
- ・事務局は、備蓄防災資機材の輸送指示、資機材の購入、輸送指示、応急資機材の確保に関する関係機関との連絡・調整指示を行う。なお、市が保有する資機材以外の手配や、広域的な輸送については、県や国の現地対策本部、又は他の原発立地自治体や災害時応援協定締結先へ要請する。
- ・管財班、税務班は、事務局と連携し、災害対策車両の確保、資機材の調達、輸送を行う。

⑩ 消防本部との連携【消防班】

- ・消防班は、市災害対策本部と消防本部、消防団の災害対応に関する連絡・調整を行う。特に広域避難を実施する支所・地区災害対策本部においては、避難誘導等の活動に消防団の支援が重要である。

図 3-2 市災害対策本部の組織機構



(3) 支所・地区災害対策本部（現地災害対策本部）の組織と主な業務

支所災害対策本部は支所長以下、支所各課及び地区要員で構成し、地区災害対策本部は自治会連合会会長等以下、地区要員及び市職員で構成する。（本部の標準的な組織機構は「図 3-3 支所・地区災害対策本部の標準的な組織機構」のとおり。）

広域避難指示がなされた（またはその可能性が高い）支所・地区災害対策本部に対しては市災害対策本部の指示により現地災害対策本部へ体制を移行することとし（組織については支所・地区災害対策本部と同様）、市職員を派遣して本部運営を引き継ぐこととしている。

また、支所・地区災害対策本部要員のうち地区要員については、避難先における避難先災害対策本部を立ち上げ避難者支援を行うため、市職員に役割を引継いだ後、一般住民とともに広域避難を行う。

なお、支所・地区災害対策本部（現地災害対策本部）の体制は、原子力災害の状況や広域避難

等の防護措置の実施状況を踏まえて拡充・縮小し、原子力災害の収束又は広域避難等の防護措置の完了をもって市災害対策本部の判断により解除（市災害対策本部へ業務統合）する。

支所・地区災害対策本部の標準的な組織及び主な業務については以下のとおり行う。

① **本部の運営【支所：総括班、教育班、情報班 地区：総括班】**

- ・市災害対策本部との情報連絡や各班への情報共有や指示などの本部運営、本部活動に必要な周囲の放射線量率の把握、本部要員の被ばく管理を行うため、総括班を設置する。
- ・総括班は、市災害対策本部からの情報連絡を受け広域避難の要否を確認し、各班に広域避難の準備又は実施に係る指示を行う。広域避難の実施にあたっては、不足する避難車両や資機材等の調達を市災害対策本部に要請するとともに、避難の進捗について報告する。
- ・また、支所又は公民館に設置・保管してある放射線測定器（モニタリングポスト、簡易線量計等）により空間放射線量率を把握するとともに、屋外活動を行う各班の要員に対しては、代表者に個人線量計を貸与し、各グループの被ばく線量を管理する。
※要員の被ばく管理については「参考 3-3 防災業務関係者の被ばく線量限度について」のとおり。

② **住民広報【支所：広報班 地区：住民広報班】**

- ・市災害対策本部が行う住民広報の補完的な実施、管内の地域住民からの問い合わせ対応を行うため、住民広報班を設置する。
- ・住民広報班は、原子力災害時の住民広報について、市災害対策本部からの指示等に基づき、送付される住民広報文を地域内に広報する。広報媒体は屋外スピーカー、屋内告知端末（おしらせ君）、防災メール、緊急速報（エリア）メールを基本に、必要に応じて広報車や地域での見回りなどにより実施する。また、住民からの問い合わせがあった場合は、市災害対策本部と連携してこれに対応する。

③ **一時集結所の運営【支所：避難所班、調査班 地区：一時集結所班】**

- ・支所（地区）管内の被害状況の把握、一時集結所の開設可否の確認、一時集結所の開設、集結した避難者の受付及び健康状態の把握を行うため、一時集結所班を設置する。
- ・一時集結所班は、市本部からの指示に基づき、支所（地区）管内の被害状況や、一時集結所となる施設の使用可否を巡回等により確認し、開設指示があった場合は避難誘導班とともに施設を開設（開錠又は開錠が困難な場合は集合スペースの確保）し、総括班へ開設したことを連絡する。
- ・避難行動要支援者など広域避難指示に伴う一時集結所への参集が速やかにできない方のために、早めに一時集結所を開設して待機してもらうことも検討する。
- ・一時集結所においては、集結した避難者の名簿作成（人数把握）及び支所・地区災害対策本

部への情報伝達（集結人数等）、集結した避難者の健康状態の把握を行う。

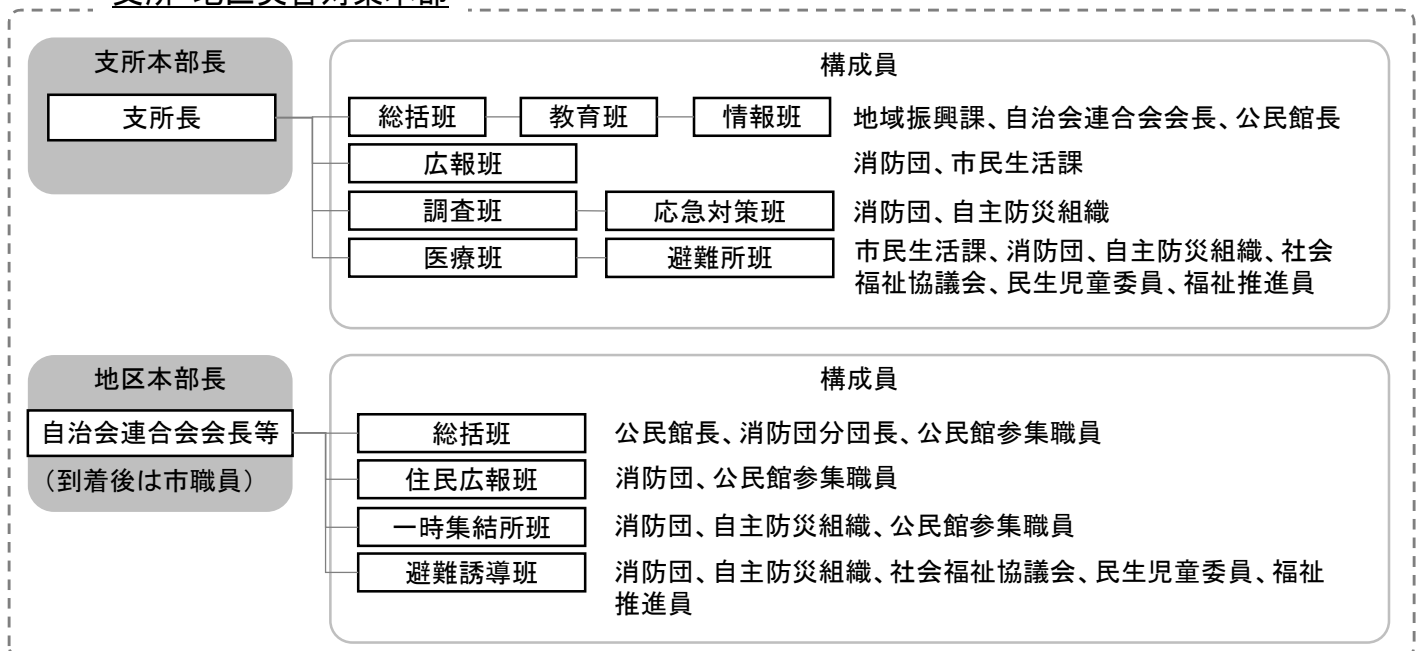
- ・一時集結所における安定ヨウ素剤の配布は、薬剤師及び市職員（地方公共団体職員）が配布することとしており、支所・地区災害対策本部要員の協力のもと、名簿に安定ヨウ素剤を受け取る対象となる方全ての氏名、年齢及び住所を記載してもらったうえで、安定ヨウ素剤を必要量配布する。配布の際は、指示が無ければ服用してはいけないことを口頭で伝え、安定ヨウ素剤服用に係る説明用紙を配布する。
- ・避難車両が到着した際は、避難行動要支援者などの要配慮者のうち、特に乳幼児、妊産婦などを優先的に乗車させる。また、避難を開始する際には、総括班に避難を開始する旨の連絡を行う。なお、避難先での避難者対応のため、原則本部要員1名は先発の先頭車両に同乗する。

④ 要配慮者の避難誘導【支所：医療班、応急対策班 地区：避難誘導班】

- ・管内の避難行動要支援者及び施設敷地緊急事態要避難者情報の把握及び避難誘導等を行うため、避難誘導班を設置する。
- ・避難誘導班は、支所・地区災害対策本部において、あらかじめ避難支援が必要な避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿等に基づき電話等により把握し、施設敷地緊急事態要避難者を特定するとともに、必要となる支援（避難車両等）を総括班に報告する。
- ・広域避難実施時には一時集結所班とともに、一時集結所の避難者から情報も得ながら付近の避難行動要支援者の誘導、避難支援を行う。この場合において、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者の避難については、総括班に市災害対策本部に対応を要請するよう連絡する。

図3-3 支所・地区災害対策本部の標準的な組織機構

支所・地区災害対策本部



3. 支所・地区災害対策本部への応援職員の派遣（現地災害対策本部への移行）

（1）支所災害対策本部

支所災害対策本部は、支所災害対策本部設置段階や現地災害対策本部設置段階において、支所応援職員に応援を要請することができる。

市災害対策本部は、支所災害対策本部長からの応援職員の追加派遣要請があれば、機能班の動員班及び支所・地区班にて「原子力災害対策動員計画表」に基づき調整し、可能な限り当該地区に詳しい職員を派遣する。（派遣にあたっては職員の広域避難実施時を考慮し、可能であれば自家用車にて移動する）

なお、現地災害対策本部長は支所災害対策本部長が継続して任務にあたることとする。

（参考）支所応援職員リスト記載者数 ※令和7年6月1日現在

鹿島	島根	美保関	八雲	玉湯	宍道	八束	東出雲
10名	8名	6名	8名	7名	6名	5名	8名
							計 58名

（2）地区災害対策本部

市災害対策本部は、生馬・古江地区においては事故対策会議設置段階で、その他の地区においては地区災害対策本部等設置段階で、公民館参集職員（各3名程度）を派遣し、広域避難実施の可能性を踏まえ、現地災害対策本部設置段階では、現地災害対策本部長となる職員1名に加え、機能班の動員班及び支所・地区班にて調整し、可能な限り当該地区に詳しい職員を派遣する。（派遣にあたっては職員の広域避難実施時を考慮し、可能であれば自家用車にて移動する）

なお、現地災害対策本部長は課長級以上の職員を基本とする。

※本部長となる課長級以上の職員は名簿管理し、それ以外の職員は、地域防災計画資料編「原子力災害対策動員計画表」に基づき動員する。

【参考 3-1 現地災害対策本部の体制】

※人数は基本的に必要とする人数。

○市職員への業務移行後の体制（公民館参集職員、支所応援職員含む）

本部長 1 名、4 班に各 2 名、一時集結所一カ所あたり 4 名を加えた人数を必要最低人数としている。

- ・現地災害対策本部長：1 人
- ・本部要員：8 人【総括班：2 人、住民広報班：2 人、一時集結所班：2 人、避難誘導班：2 人】
- ・一時集結所受付、安定ヨウ素剤配布要員【一時集結所数×3 人】
- ・避難誘導要員【一時集結所数×1 人】

※これに加え避難車両同乗者を一時集結所班に、避難行動要支援者対応職員を避難誘導班に状況に応じて追加

各支所・地区現地災害対策本部の必要人数 ※注1 参照のこと									
P A Z	支 所	鹿島	島根						
		45 人	21 人						
	地 区	生馬	古江						
		21 人	21 人						
小計		108 人							
U P Z	支 所	美保関	八雲	玉湯	宍道	八東	東出雲		
		17 人	29 人	21 人	25 人	17 名	25 名		
	地 区	城西	法吉	城北	城東	朝日	白潟	大野	秋鹿
		17 人	21 人	21 人	17 人	17 人	21 人	21 人	21 人
		雑賀	乃木	朝酌	本庄	持田	川津	大庭	竹矢
		13 人	21 人	25 人	25 人	17 人	21 人	21 人	21 人
		古志原	津田	忌部					
17 人	21 人	17 人							
小計		509 人							
合計		617 人							

注1) 上記人数は、避難車両同乗者及び避難行動要支援者対応職員（状況に応じて追加）を除いた人数。

注2) PAZ は施設敷地緊急事態発生時に、全員の動員が必要だが、UPZ は順次、立ち上げるため、広域避難が落ち着いた地区から他の地区への二次派遣が可能。

【参考 3-2 放射線防護資機材について】

原子力災害等時の広域避難には、自然災害発生時に用いる資機材のほかにも、要員の放射線防護資機材などが必要となる。また原子力災害対策指針においては、「原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備²⁹を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用する」とされている。これを踏まえ、本市においては主な放射線防護資機材を備蓄しており、支所・地区災害対策本部となる施設を含めて、分散備蓄を図ることとする。

原子力災害等時においては、市災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、防災業務関係者（市職員及び支所・地区災害対策本部の地区要員）に対し、防護装備の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等必要な措置を図るよう指示することとする。感染症流行下においては、国からの指示のある防護装備に加え、感染症対策対応マニュアルを踏まえマスクや眼の防護具等の個人用防護具の装着を指示することとする。

²⁹ 【防護装備】直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

【参考 3-3 防災業務関係者の被ばく線量限度について】

原子力災害対策指針においては、「法令³⁰の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。(中略) 指標の設定に当たっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度(特例緊急被ばく限度を含まない。)を参考とする。」とされており、また、「緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、法令に基づく被ばく限度又はあらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする」とされている。

これを踏まえ、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の被ばく線量限度はそれぞれ以下を適用する。

なお、特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮が必要である。

市職員	緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合	
実効線量限度	100mSv/5年	100mSv	
	50mSv/年		
	女性※ 5mSv/3月		
	妊娠中の女性 内部被ばく 1mSv	—	
等価線量限度	眼の水晶体	100mSv/5年	300mSv
		50mSv/年	
	皮膚	500mSv/年	1 Sv
	腹部表面	妊娠中の女性 2mSv	—

※妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された時から出産までの間(妊娠中)に該当しない女性

地区住民 (一般住民)	緊急事態応急対策(人命救助等緊急にやむを得ない活動を除く)に従事する場合	緊急事態応急対策のうち、人命救助等緊急にやむを得ない活動に従事する場合
実効線量限度	1mSv/年 ³¹	—(適用せず)

³⁰ 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)等

³¹ ICRP2007年勧告

表 3-2 県から避難先自治体への主な連絡内容と段階
(島根県広域避難計画より抜粋、一部加筆)

主な情報連絡の段階	県が実施する避難先自治体への連絡内容
① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	・事故の状況、県の対応状況等
② 警戒事態発生時	・警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況 ・P A Zの避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等
③ 施設敷地緊急事態発生時 (原災法10条通報)	・島根県災害対策本部設置 ・施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・P A Zの避難準備連絡 ・U P Zの屋内退避準備 等
④ 全面緊急事態発生時 (原災法15条相当)	・全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況 ・緊急事態宣言発出 ・P A Zの避難指示 ・U P Zの屋内退避指示等
⑤ O I L超過時	・避難対象地区への避難等指示

各事態の具体的な事象については、第1章第3節表1-2、1-3に記載

2. 避難先自治体への職員派遣

原則、避難決定後、市から避難先自治体との連絡要員として、連絡員（1名以上）を避難先自治体に派遣する。

また、避難を実施するなかで避難先自治体に順次職員を派遣することとするが、市としての体制が整うまでは、避難先自治体の指揮下に入り、避難者対応にあたることとする。

3. 避難経由所の運営

避難経由所は広域避難の目的地として設定される。避難先自治体は避難経由所を開設し、避難経由所に到着した避難者を避難所又は広域福祉避難所に誘導する。

(1) 避難経由所の開設、避難者誘導準備

- ・避難先自治体と避難所との連絡要員の配置（うち1名は責任者）
- ・解錠、施設確認、備品類等の搬入・設置
- ・駐車場誘導員の配置（前面道路、敷地内道路、駐車場所誘導員）
- ・避難所説明要員配置（位置図などを準備する）

(2) 避難者誘導（駐車場誘導員による）

- ・進入口付近の交通整理、誘導。駐車場での誘導、整理

(3) 避難所・広域福祉避難所への避難者誘導（避難所説明要員による）

- ・避難者収容状況によって順次新たな避難所が開設されるので、避難先自治体の災害対策本部等の指示に基づき、指定された避難所への誘導を実施する。
- ・一般の避難者は避難所へ、避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者など、避難所の設備面で特別な配慮が必要な要配慮者については広域福祉避難所に誘導。
※社会福祉施設入所者については、あらかじめ割り当てられた広域福祉避難所に避難する。
- ・バスによって避難経由所に到着した避難者は、乗車しているバスによって避難所に移送するよう誘導する。
- ・自家用車によって避難経由所に到着した避難者は、徒歩、避難先自治体等が確保したシャトルバス、自家用車による移動手段を組み合わせる避難所に誘導する。
- ・避難経由所の駐車スペースの残数を確認し、不足する場合は追加の駐車スペース確保を検討。
- ・避難経由所に到着した避難者が体調不良を訴えた場合などについては病院の紹介などを行う。

【避難所・広域福祉避難所への誘導イメージ】

① 避難所が徒歩圏内の場合

避難所説明要員によって位置図等を渡すなど現在地と避難所を説明。避難者は徒歩で運べる荷物を持って避難所へ移動する。避難者のその他荷物の自家用車による運搬は、避難車両の出入りが落ち着いた後とする。

② 避難所が徒歩圏外の場合（バス移動）

避難経由所もしくは車中にて待機させる。順番に最小限の荷物を持ってバスに乗車させる。避難者のその他荷物の自家用車による運搬については①と同様。



③ 避難所が徒歩圏外の場合（自家用車移動）

避難所説明要員によって位置図等を渡すなど現在地と避難所を説明。避難者は避難所へ移動する。



4. 避難所の運営

避難先自治体は避難者数に応じて避難所を順次開設し、運営を行う。

（1）避難所開設

- ・避難先自治体は、「第2章第6節 避難所への入所及び避難生活の確立」を参考に、初期段階から避難者の支援や運営を行う。
- ・避難所の運営については、可能な限り早期に避難者が「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難者の自主的な運営に移行する。市は避難者に対する情報の提供や避難者の意見の集約等を行い、避難者の自主的な運営を支援する。一方、避難先自治体は、避難所施設の運営管理を行うとともに、市が初動段階で対応できない場合に代行して避難者の支援を行う。

（2）避難者登録（「被災地住民登録票」の配布等）

- ・避難所入所時には避難者登録のための「避難者名簿」作成等を実施するとともに、将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」を世帯人数分配布する。「被災地住民登録票」は避難者毎に必要な事項を記載し各自又は世帯の代表者が保管する。
- ・避難先自治体は、随時、市に避難者名簿を送付する。

(3) 避難所のルール設定

- ・避難者が入所した段階は、細かい運営の方法等を避難者が自主的に定めることができない時期であるが、非常に混乱することが想定される時期でもあるため、避難者の安心、安全の確保のために、「松江市避難所運営マニュアル」を参考に最低限必要な事項をルール化して定める。

【避難所開設初期に必要と考えられるルール（例）】

- 物資支給のルール
- 急病者発生時の連絡先、手順等
- 男女のプライバシーの確保に関する事項
(女性のみが利用できる部屋又は区画を設定するなど)
- 防犯に関する事項(犯罪発生時の緊急連絡先、相談窓口、巡回等)
- 防火に関する事項(火気の管理、喫煙所の限定等)
- ペット(家庭動物を指し、補助犬を除く)に関する事。 (居住区域、立入制限に関する事など)
- 施設管理者からの要請に基づく避難所施設の利用に関する事項

※これで十分と言うことではなく早期に充実が必要

(4) 食糧、生活必需品等の確保・供給

- ・避難所への食糧、毛布等の物資については、県及び市が、国、関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- ・避難先自治体は、避難開始直後など県及び市の体制が整わない段階において、食糧や物資等の提供について要請を受けた場合、可能な範囲で供給する。
- ・なお、避難先自治体のみで対応できない場合は、県又は当該避難先県に支援を要請し、必要な支援を受け、避難者に食料及び生活必需品等を供給する。

(5) その他

- ・商店、病院、薬局、飲食店等の紹介 等

5. 広域福祉避難所の運営

避難先自治体は広域福祉避難所を開設し、運営を行う。

なお、広域福祉避難所の運営は、基本は避難所の対応と同様とするが、以下に広域福祉避難所特有の業務を示す。

(1) 広域福祉避難所の開設及び支援

- ・広域福祉避難所の開設にあたっては、施設と受入人数等の調整を行う。
- ・受入準備にかかる支援、必要物資の把握、調達、支給等を行う。
- ・社会福祉施設入所者のための必要物資は、当該社会福祉施設から可能な限り持ち出すこととする。

(2) 広域福祉避難所特有の業務等

- ・ベッドの確保等、要配慮者への配慮が必要。
- ・中心的にケアを実施する者は、在宅の避難行動要支援者等は家族等の支援者、社会福祉施設入所者は施設職員である。

(3) ヘリコプターで搬送された要配慮者の移送

- ・ヘリコプターで搬送された避難行動要支援者等の広域福祉避難所への移送については、関係者間の情報共有を図るとともに、避難者の受入・支援が行える体制により、速やかに対応する。